

令和 6 年度版
業 務 概 要
(令和 5 年度実績)

秋田県中央児童相談所
秋田県北児童相談所
秋田県南児童相談所

目 次

1	児童相談所の沿革・現況	1
(1)	沿 革	1
(2)	管内概況	3
2	令和6年度運営方針及び事業計画	4
(1)	令和6年度運営方針	4
(2)	令和6年度主要事業	5
(3)	令和6年度年間事業計画	6
3	児童相談所の組織及び職員の配置状況	7
(1)	職員の配置状況（R 5. 5. 1 現在）	7
(2)	組織図（ ）	8
4	児童相談所の機能	9
5	児童相談の種別及び内容	10
6	令和5年度事業実施状況	11
7	相談の受付状況	12
(1)	受付件数の推移	12
(2)	経路別受付状況	13
(3)	年齢別受付状況	15
(4)	養護相談主訴別受付状況	17
(5)	非行相談主訴別受付状況	18
(6)	いじめに関する相談	20
8	相談の処理状況	21
(1)	相談種別処理状況	21
(2)	児童福祉施設入所・通所、里親委託の措置及び障害児施設契約状況	23
(3)	里親委託の状況	24
9	虐待相談の状況	25
(1)	受付件数	25
(2)	処理件数	25
10	電話相談の状況	26
(1)	「子ども・家庭110番」の相談状況	26
(2)	「24時間・365日電話相談」の相談状況	27
(3)	「メール相談」の相談状況	28

11 児童福祉司活動状況	29
(1) 相談活動状況	29
(2) 児童福祉司指導ケースの指導状況（法第27条第1項第2号）	30
(3) 施設入所ケースの指導状況（法第27条第1項第3号）	31
(4) 面接調査等の状況	32
12 児童心理司業務	33
(1) 児童心理司業務実施状況（延件数）	33
A 児童心理司による相談件数	33
B 児童に対する心理検査実施件数	34
C 相談種別ごとの相談件数	35
D 巡回児童相談での相談件数	36
E 巡回児童相談での相談件数（市町村別）	36
(2) 児童心理司業務実施状況（延人数）	37
(3) 諸証明書発行件数	38
13 一時保護業務	39
(1) 一時保護の状況	39
(2) 性別・年齢別状況	40
(3) 出身地区別状況	41
(4) 保護日数状況	42
(5) 保護終了後の処遇	43
(6) 週間児童生活プログラム	44
14 保健業務	45
(1) 児童に対する医学診断指導及び保健指導実施状況	45
(2) 嘱託医（精神科医）の業務実績	46
(3) 医学診断実施状況	46
15 家庭・地域への援助事業	47
(1) 巡回児童相談実施状況	47
(2) 研修生・実習生指導	47
(3) 地域子育て支援啓発活動への協力（講師派遣）	48
16 児童虐待防止対策事業	51
(1) 要保護児童対策地域協議会の指導	51
(2) 啓発活動の実施	51
(3) 家族関係再構築支援事業	52
○ 児童福祉施設一覧	53
○ 中央児童相談所（子ども・女性・障害者相談センター）案内図	54
○ 北・南児童相談所案内図	55

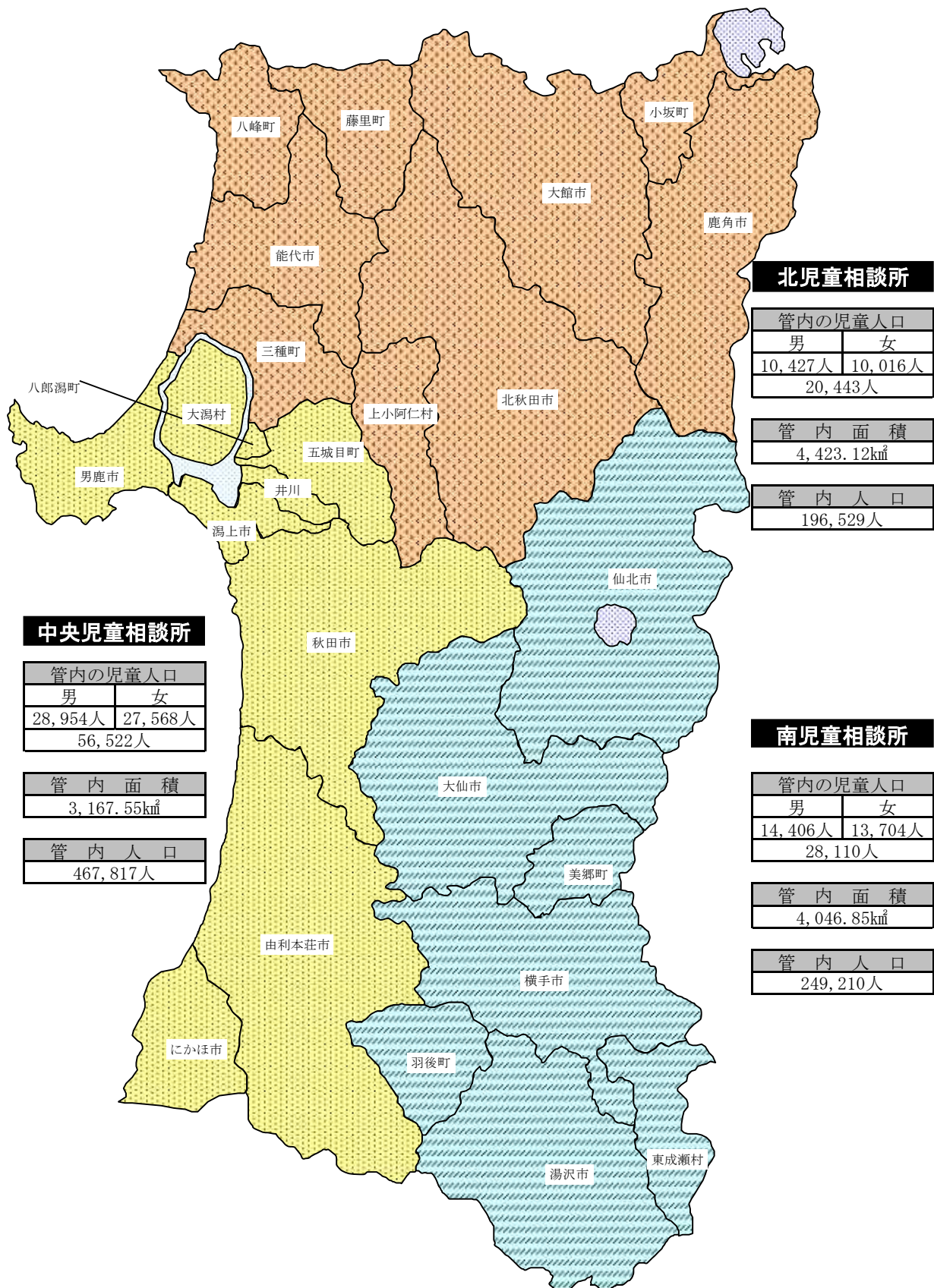
1 児童相談所の沿革・現況

(1) 沿革

<昭和>	
22. 12. 12	児童福祉法公布
23. 6. 1	秋田市中亀ノ丁にある感恩講児童保育院の一部を借用して設置
24. 2. 1	事務室(49.5㎡)、炊事室(33㎡)、浴室(16.5㎡)を増築
24. 12. 11	女子保護室(49.5㎡)を増築
25. 4. 1	児童相談所の機能強化のため、児童福祉司5名を増員し、地方における地域活動を強化し、地方事務所駐在制をとる
26. 10. 1	児童福祉司を地方事務所民生課勤務とした
28. 4. 1	児童福祉司を地方事務所民生課勤務から、中央児童相談所勤務とし、地方事務所は兼務とした
29. 5. 1	児童福祉司を地方事務所勤務と改めた
30. 9. 1	秋田県条例第26号により福祉事務所が設置された
32. 6. 30	秋田市手形東新町上町(秋田県労働学校跡)に移転。面接室、判定室、学習室等の改築を行ったほか、男児室(2)、小児室(1)、静養室(1)及び浴室など一時保護所分として増築した
39. 4. 1	家庭相談室が各県福祉事務所に設置され、地方における児童相談業務が強化された
40. 4. 11	増築分49.5㎡、改築分663.3㎡の工事に着工、同年8月30日竣工
42. 4. 1	行政組織規則の改正により係制が設けられる(管理係、相談判定係(児童福祉司含む)、一時保護係)
45. 4. 1	行政組織規則の一部改正により相談判定係を相談調査係と判定係の二係に機構を改め強化される
47. 10. 6	秋田市新屋町字下川原の現在地(福祉団地)に新庁舎が着工される
48. 4. 1	行政組織規則の一部改正により機構が改められ、所長補佐が次長に、管理課(管理係、相談調査係)、判定課(判定係、一時保護係)の二課制となる
48. 7. 30	新庁舎落成式挙行
49. 3. 30	エネルギーセンター設置(220㎡)
53. 7. 7	職員会館設置(106.8㎡)
54. 3. 31	第2物品庫設置(32.4㎡)
57. 4. 1	行政組織規則の一部改正により総務課(総務係)、相談措置課(児童福祉司、相談調査係)、判定指導課(判定係、一時保護係)に強化される
<平成>	
2. 10. 11	家庭支援相談等事業(子ども・家庭110番事業)実施
3. 7. 1	ふれあい心の友訪問援助事業実施、不登校児童短期宿泊指導実施
4. 11. 17	ボイラ新設(事務所単独へ)、同年11月24日エネルギーセンターのボイラ廃止(集中)
6. 4. 1	行政組織規則の一部改正により係制を担当制に改め、総務課(総務担当)、相談措置課(児童指導担当、相談調査担当)、判定指導課(判定担当、保健担当、一時保護担当)3課6担当とする
10. 4. 1	改正児童福祉法施行
12. 4. 1	組織改正により、担当を班制に改め、総務班、児童指導班、相談調査班、判定班、一時保護班の5班とする(次長及び課は廃止する)
12. 11. 1	児童虐待の防止等に関する法律施行
13. 4. 1	中央児童相談所北支所(大館市)、南支所(横手市)が、健康福祉センター内に設置される
16. 10. 1	児童虐待の防止等に関する法律の一部改正施行
16. 12. 3	改正児童福祉法公布、同日から順次施行
17. 4. 1	行政組織規則の一部改正により北支所及び南支所を北児童相談所及び南児童相談所として機能強化。中央児童相談所に企画・児童虐待対応班(児童福祉司3名)を新設し、児童相談員を配置し24時間365日相談体制を構築、判定班を児童心理班とし、心理判定員を児童心理司に名称変更
18. 4. 1	企画・児童虐待対応班と相談調査班を統合し、児童虐待対策・相談班とする
20. 4. 1	児童虐待の防止等に関する法律の一部改正施行
22. 4. 1	改正児童福祉法施行
24. 4. 1	民法等の一部を改正する法律施行(親権停止の創設等)
25. 4. 1	家事事件手続法施行
29. 4. 1	児童福祉法等の一部を改正する法律施行

<平成>	
30. 4. 2	児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律施行
<令和>	
2. 4. 1	北児童相談所及び南児童相談所の児童相談班を相談第一班、相談第二班とする
2. 4. 1	児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律施行
5. 3. 31	秋田市新屋での業務を終了、秋田市手形の新庁舎へ移転
5. 4. 1	組織改編により子ども・女性・障害者相談センター児童女性相談部として業務開始

(2) 管内概況



＜秋田県人口＞

区 分	男	女	計	総 面 積
総 人 口	431,719人	481,837人	913,556人	11,637.52km ²
児童人口 (0～17才まで)	53,787人	51,288人	105,075人	

〔R5. 10. 1時点秋田県年齢別人口流動調査(県・25市町村の年齢各歳、男女別人口及び人口動態)〕
〔国土地理院〕

2 令和6年度運営方針及び事業計画

(1) 令和6年度運営方針

◆ 基本目標

子どもの最善の利益を尊重した相談援助活動の展開

◆ 重点目標

1 子どもの権利擁護

子どもの相談・援助に当たっては、全ての子どもの幸福を図るという児童憲章及び児童の権利条約の趣旨を踏まえ、子どもの意向を十分に尊重する。

2 児童虐待防止対策の充実・強化

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるものであり、子どもに対する最も重大な権利侵害である。

そのため、児童虐待発生時に迅速・的確に対応して、子どもの安全確認及び安全確保を図るとともに、状況把握や情報収集による適切な評価に基づき、子どものみならず保護者も含めた家庭への支援を行う。

また、児童虐待の発生予防・早期発見のための広報・啓発を行い、家庭や地域における子育てを支援する。

3 児童相談関係機関への支援と連携強化

子どもを巡る問題は、家庭・学校・地域社会等における多くの要因が絡み合って発生し、複雑多様化している。

児童相談所は、児童相談業務に関わる市町村への援助と、子どもや家庭の問題に対して共通の認識のもとに一体的な援助が行えるよう要保護児童対策地域協議会の運営を支援し、関係機関等の連携に基づく地域援助活動を展開する。

4 家庭養育の推進

家庭は、子どもの成長・発達にとって最も自然な環境であることから、家庭養育優先原則に基づき、子どもが家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援する。

ただし、保護者が家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合は、関係機関や関係団体と連携し、特別養子縁組等による永続的解決や里親・ファミリーホームによる養育を推進する。

(2) 令和6年度主要事業

1 相談・援助対策

- ① 電話相談
 - ・ 子ども・家庭110番 電話相談よい子に
 - ・ 24時間365日相談体制
- ② メール相談
- ③ 巡回児童相談

2 児童虐待防止対策

- ① 子どもの安全確認の徹底
- ② 市町村、警察、学校等関係機関との情報共有の徹底
- ③ 児童虐待再発防止事業の活用
- ④ 家族関係の再構築に向けた支援（家族関係再構築支援チーム）の実施

3 心身障害児対策

- ① 市町村及び障害児入所施設との協力・連絡調整
- ② 特別支援教育への援助協力

4 関係機関への支援

- ① 市町村等関係機関に対する援助
- ② 要保護児童対策地域協議会の運営等への支援

5 関係機関との連携強化

- ① 市町村、福祉事務所等との連携
- ② 電話相談担当機関との連携
- ③ 弁護士との連携
- ④ 児童福祉施設との連携

6 広報・啓発活動

- ① 児童虐待防止・児童福祉の啓発
- ② 市町村・関係団体への講師派遣
- ③ 実習生、施設見学者等の受け入れ

7 専門性の確保・向上

- ① 職員研修の充実
- ② 新任児童相談所職員研修会
- ③ 児童心理司会議
- ④ 電話相談員ケース検討会

(3) 令和6年度年間事業計画（中央児童相談所）

事項	会議・大会・研修関係	一時保護関係	共催等の事業
月	定例受理・援助方針会議（毎週火曜日午前） 電話相談員に関する会議及び研修会等 （所内相談員合同会議3回） 巡回児童相談 施設連絡協議会（随時） 業務委託弁護士との随時相談（年3回） 家族関係再構築支援チームの開催（月2回）	おやつ作り（随時）	児童相談所連絡会議（開催未定）
4	新任児童相談所職員研修会	花見	
5	市町村児童相談業務担当学会議	社会科見学	
6		バーベキュー	
7	第1回児童心理司会議	七夕祭り	
8		花火	
9		バーベキュー	
10	電話相談担当機関連絡会議 東北ブロック児童相談所児童心理司研究協議会	焼き芋	
11	東北・北海道児童相談所長会議 東北ブロック児童相談所児童福祉司研究協議会	社会科見学	
12	東北・北海道地区児童相談所業務研究協議会	クリスマス会	
1	第2回児童心理司会議	餅つき・お茶会	
2		豆まき	
3		ひな祭り	

3 児童相談所の組織及び職員の配置状況

(1) 職員の配置状況

<中央児童相談所>

令和5年5月1日現在

職 名 区 分	定数内職員													定数外職員				合 計	定数内職員 の内訳																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	所	部	課	班	主	副	専	主	主	主	技	技		専	任	会	嘱																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	長	長	長	長	幹	幹	員	査	任	事	師	能	主	計	門	用	計		託	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

※（）内は、千秋学園からの兼務職員で外書き

<北児童相談所・南児童相談所>

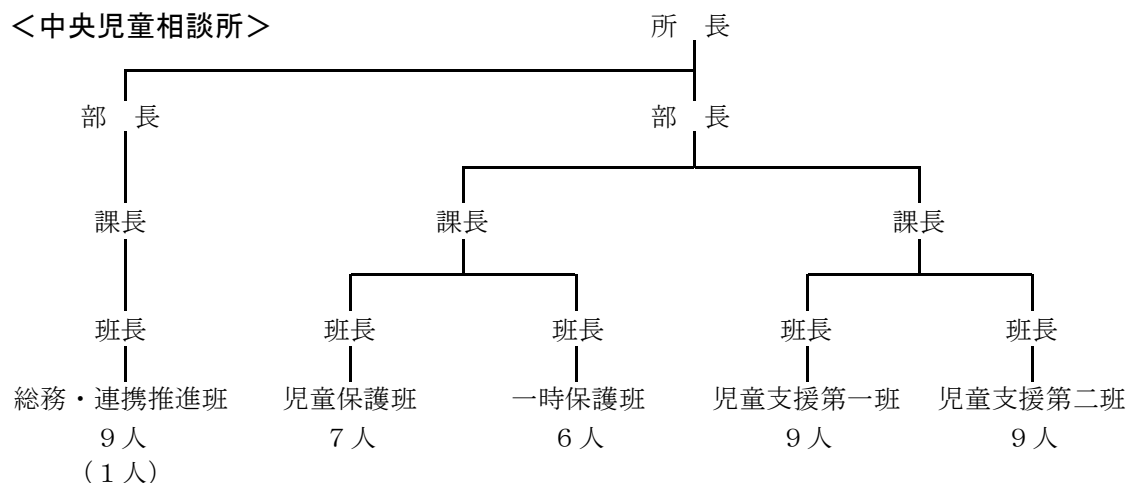
令和5年5月1日現在

職 名 区 分	定数内職員												定数外職員				合 計	定数内職員 の内訳		
	所 長	(主 兼) 班 長	主 幹	(副 兼) 主 幹	副 主 幹	専 門 員	主 査	主 任	主 事	技 師	技 能 主 任	計	専 門 員	任 用 員	会 計 職 年 度	嘱 託 医	計	事 務 吏 員	技 術 吏 員	そ の 他 職 員
北児童相談所	1			2	1 (1)	1	3	3	2	3		16 (1)		1	1	2	18 (1)	12	4 (1)	
南児童相談所	1	1		1	3	2	4	4 (1)	1	3		20 (1)		1		1	21 (1)	15	5 (1)	

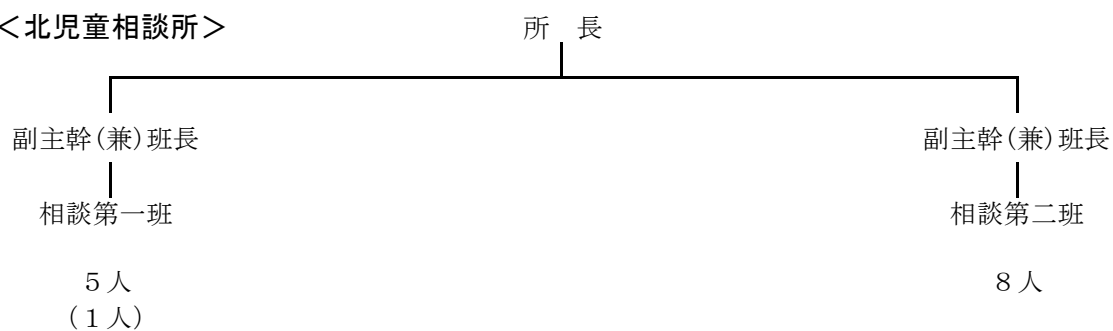
※（）内は、北秋田地域振興局大館福祉環境部及び平鹿地域振興局福祉環境部からの兼務職員で外書き

(2) 組織図 (定数内職員)

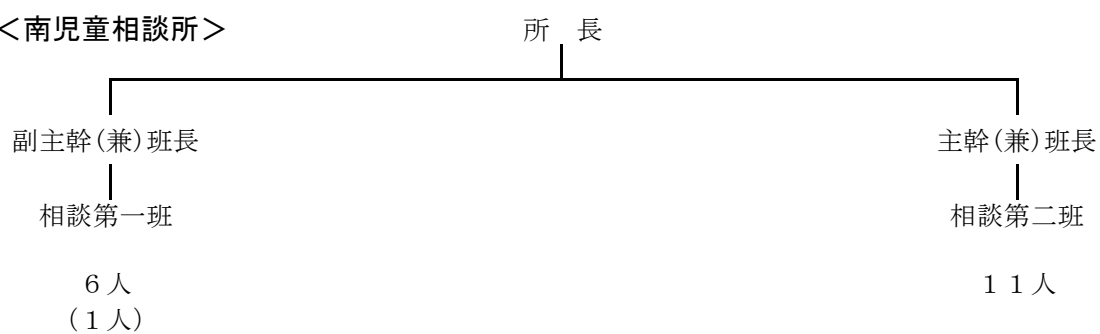
<中央児童相談所>



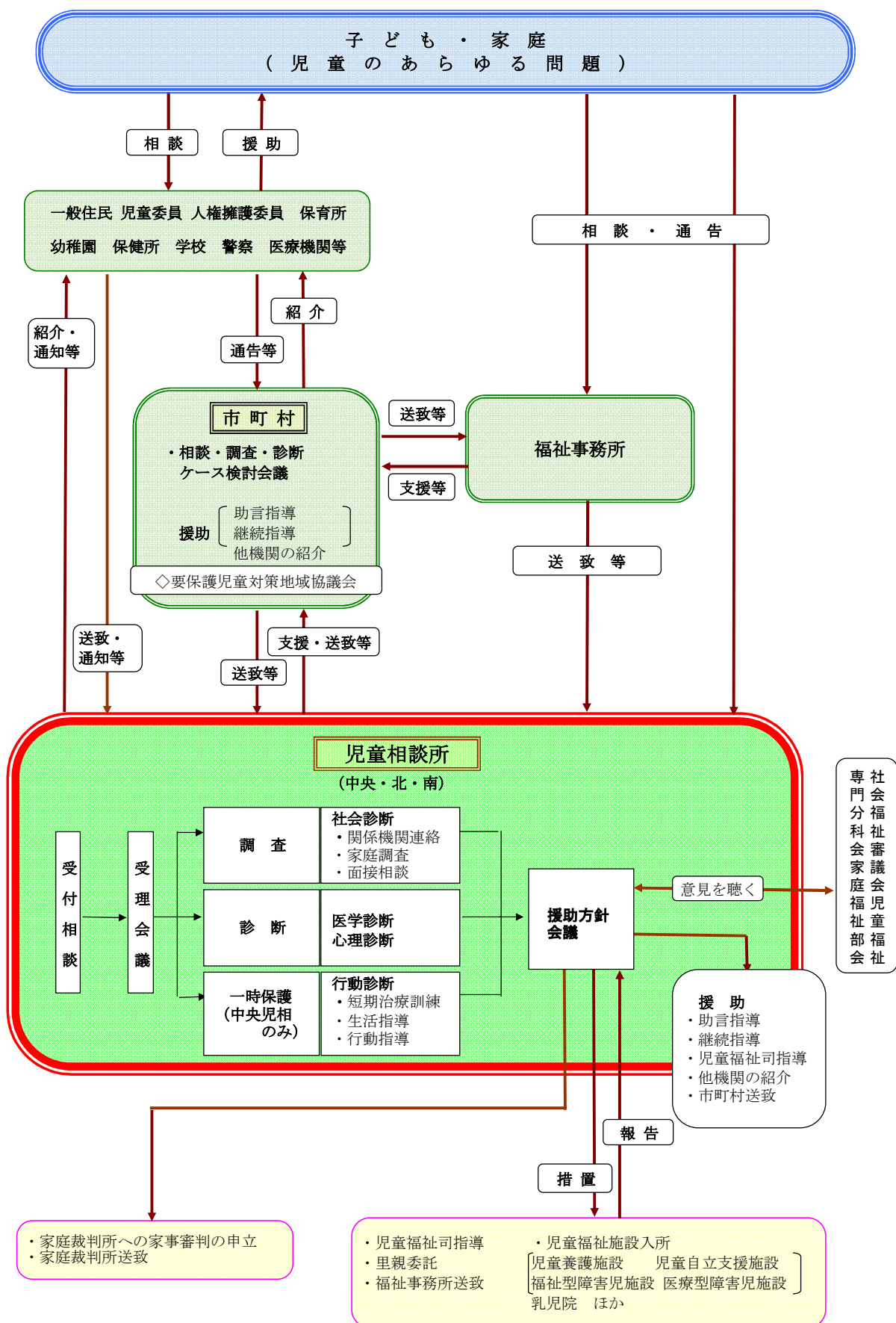
<北児童相談所>



<南児童相談所>



4 児童相談所の機能 ～ 相談の流れ ～



5 児童相談の種別及び内容

児童相談所が受ける相談は、その児童の状態に応じて分類される。

相談種別		内容
養護相談	1 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2 その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健相談	3 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
障害相談	4 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	5 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	6 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	7 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	8 知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	9 発達障害等相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
非行相談	10 ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	11 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	12 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	13 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	14 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	15 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
	16 その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談。

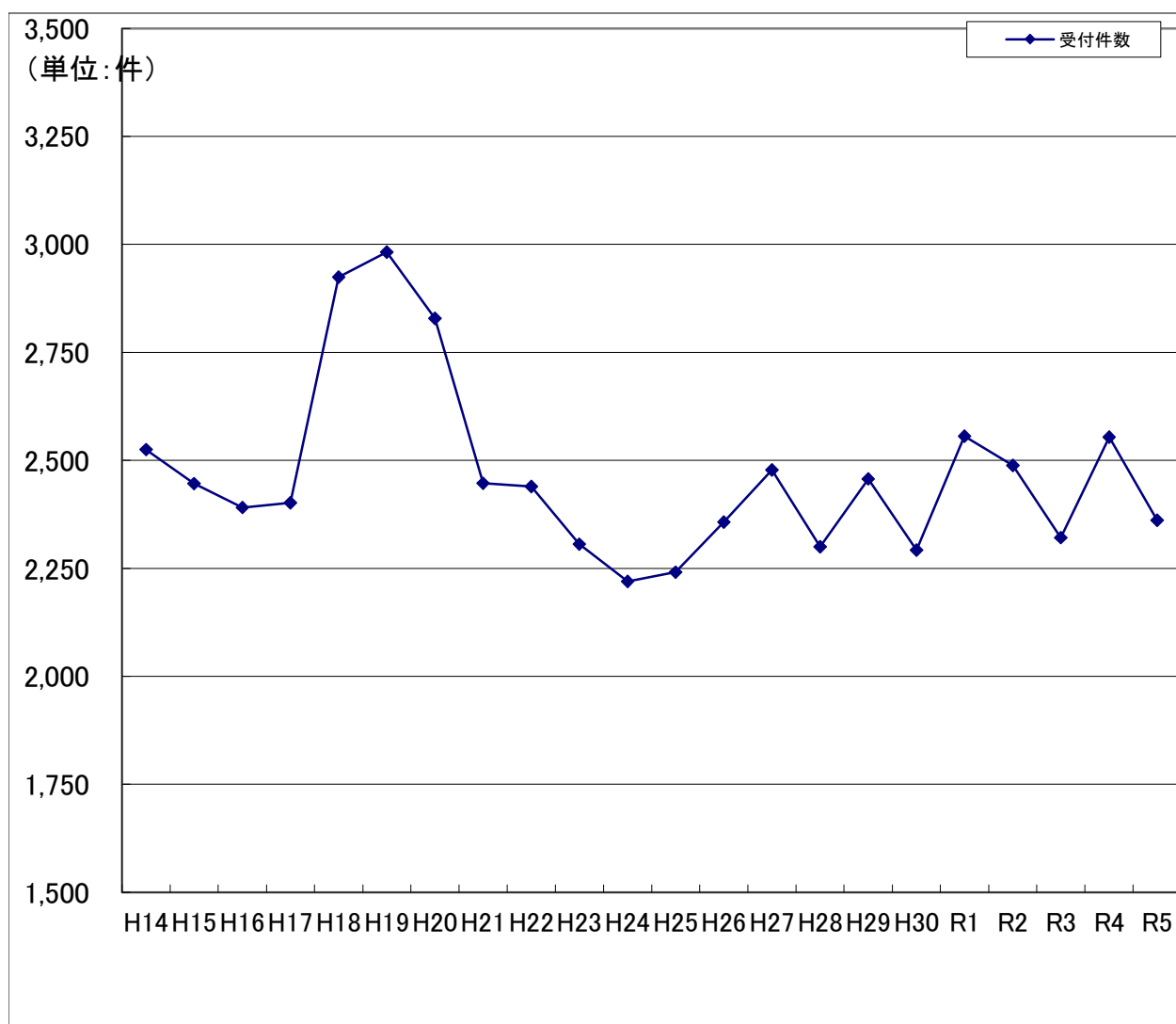
※出典：児童相談所運営指針について（令和3年9月1日子発0901第1号厚生省児童家庭局長通知）

6 令和5年度事業実施状況（中央児童相談所）

事項 月	会議・大会・研修関係	一時保護関係	共催等の事業
	受理・援助方針会議（毎週火曜日午前） 電話相談員に関する会議及び研修会等 （所内電話相談員合同会議3回） 巡回児童相談（年5回実施） 家族関係再構築支援チームの開催（23回） 児童虐待再発防止事業（6回）	おかし作り（随時）	
4		花見 社会科見学（動物園）	
5	弁護士への法律相談（定期）	バーベキュー	
6	弁護士への法律相談（随時）		
7	第1回児童心理司会議		
8			
9	弁護士への法律相談（定期）		
10	弁護士への法律相談（随時）		
11	東北・北海道児童相談所長会議（書面開催）		
12		クリスマス会（ビンゴゲーム）	
1	第2回児童心理司会議		
2	弁護士への法律相談（定期）		
3	弁護士への法律相談（随時）		

7 相談の受付状況

(1) 受付件数の推移



年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
受付件数	2, 525	2, 446	2, 391	2, 402	2, 924	2, 982	2, 829	2, 447	2, 439	2, 306	2, 220

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
受付件数	2, 241	2, 357	2, 478	2, 300	2, 457	2, 292	2, 556	2, 488	2, 321	2, 554	2, 361

- ・ 13年度は北支所・南支所の設置等に伴い、一時的に相談件数が大幅に増加したが、その後は、微減傾向であった。18年度、19年度は増加したが、20年度からは減少傾向で推移していた。その後、25年度からは増加傾向にあったが、26年度以降は2,400件前後で推移している。

(2) 経路別受付状況

中央児童相談所

	都道府県		市 町 村				児童福祉施設・指定医療機関			児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学 校 等		
	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関					保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等
男	2	10	155			4		4		18		102	1		2		10	
女	1	7	89			3	3	4		8		80			2		7	
計	3	17	244			7	3	8		26		182	1		4		17	

	里 親	児童委員（通告の仲介を含む）	家族・親戚	近・隣人	児童本人	その他	計	(再 掲)			
								措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
男			328	57	105	5	803	9	4	1	355
女			312	47	56	6	625	3	6	1	295
計			640	104	161	11	1,428	12	10	2	650

北児童相談所

	都道府県		市 町 村				児童福祉施設・指定医療機関			児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学 校 等		
	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関					保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等
男	14	1	143			5	3	9			2	46					10	9
女	4		53			4	1	1				38			2		3	1
計	18	1	196			9	4	10			2	84			2		13	10

	里 親	児童委員（通告の仲介を含む）	家族・親戚	近・隣人	児童本人	その他	計	(再 掲)			
								措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
男			41	2	2	14	301		4	89	
女			17	2		3	129			23	
計			58	4	2	17	430		4	112	

南児童相談所

	都道府県		市 町 村				児童福祉施設・ 指定医療機関			児童家 庭支援 セン ター	認定こ ども園	警 察 等	家 庭 裁判所	保健所及び 医療機関		学 校 等		
	福 祉 事務所	その他	福 祉 事務所	児 童 委員	保健セ ンター	その他	保育所	児童福 祉施設	指定医 療機関					保健所	医療 機関	幼稚園	学校	教育委 員会等
男	16	9	56			111		7			2	47			3		5	
女	7	9	25			46		6			1	44			1		8	
計	23	18	81			157		13			3	91			4		13	

	里 親	児童委員（通 告の仲 介を含 む）	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	その他	計	（再 掲）			
								措置 変更	期間 延長	巡回 相談	電話 相談
男			40	13			309	2	5	72	
女	1		35	7	2	2	194	4	5	23	
計	1		75	20	2	2	503	6	10	95	

<合 計>

	都道府県		市 町 村				児童福祉施設・ 指定医療機関			児童家 庭支援 セン ター	認定こ ども園	警 察 等	家 庭 裁判所	保健所及び 医療機関		学 校 等		
	福 祉 事務所	その他	福 祉 事務所	児 童 委員	保健セ ンター	その他	保育所	児童福 祉施設	指定医 療機関					保健所	医療 機関	幼稚園	学校	教育委 員会等
男	32	20	354			120	3	20		18	4	195	1		5		25	9
女	12	16	167			53	4	11		8	1	162			5		18	1
計	44	36	521		2	173	7	31			5	357	1		10		43	10

	里 親	児童委員（通 告の仲 介を含 む）	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	その他	計	（再 掲）			
								措置 変更	期間 延長	巡回 相談	電話 相談
男			409	72	107	19	1,413	11	13	162	355
女	1		364	56	58	11	948	7	11	47	295
計	1		773	128	165	30	2,361	18	24	209	650

(3) 年齢別受付状況

中央児童相談所

	養護相談		保健 相談	障 害 相 談					非行相談		育 成 相 談				胃 児・し つけ その他 相談	計	
	児童 虐待 相談	その 他の 相談		肢体不 自由相 談	視聴覚 障害相 談	言語 発達 障害 等相 談	重症 心身 障害 相談	知的 障害 相談	発達 障害 等相 談	ぐ犯 行為 等相 談	触法 行為 等相 談	性格行 動相談	不登校 相談	適性 相談			
0 歳	23	7						1						1	4	11	47
1 歳	14	2	2				1	6				1			3	6	35
2 歳	17	3						6	1					2	2	4	35
3 歳	29	7				1		13				1		1	2	8	62
4 歳	14	1						10				4		1	1	5	36
5 歳	31	4		1				15				2			4	11	68
6 歳	35	2						18				7	1	3	2	9	77
7 歳	25	1		1				23	2			5				11	68
8 歳	15	2						12			3	9		1	1	5	48
9 歳	14	1						6	3			56	1	2	17	29	129
10 歳	22	4						8	1			8	2	1	1	12	59
11 歳	20	1		1				13			1	13	1	1		9	60
12 歳	16	4						22	1		2	27	4			18	94
13 歳	21	2	1	1				11	2	1	7	27	7		5	73	158
14 歳	17	1						13	1		1	37	8	7	1	35	121
15 歳	14	2	2					18		1		15	1	6	1	24	84
16 歳	20			1				17	1			19	2			28	88
17 歳	11	2	1	2				26	2			9	2	4		95	154
18歳以上																5	5
計	358	46	6	7		1	1	238	14	2	14	240	29	30	44	398	1,428

北児童相談所

	養護相談		保健 相談	障 害 相 談					非行相談		育 成 相 談				その 他の 相談	計
	児童 虐待 相談	その 他の 相談		肢体不 自由相 談	視聴覚 障害相 談	言語 発達 障害 等相 談	重症 心身 障害 相談	知的 障害 相談	発達 障害 等相 談	ぐ犯 行為 等相 談	触法 行為 等相 談	性格行 動相談	不登校 相談	適性 相談		
0 歳	7	4					1									12
1 歳	3							1								4
2 歳	7	1				19		3				1				31
3 歳	4	1				30		4				13				52
4 歳	5					19		2				21				47
5 歳	11					22		5				43				81
6 歳	7					1	1	1				6				16
7 歳	11							7				1				19
8 歳	2							3			2					7
9 歳	8							3								11
10 歳	9							2								11
11 歳	3	1						9			1	1				15
12 歳	9	1		1				6	1			1				19
13 歳	10							5				2		1		18
14 歳	6	1						9		1	1	2				20
15 歳	7							4		2						13
16 歳	7							17	1			1		2		28
17 歳	1							19		1		1			3	25
18歳以上															1	1
計	117	9		1		91	2	100	2	4	4	93		3	4	430

南児童相談所

	養護相談		保健相談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害等相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ		
0 歳	7	1														1	9
1 歳	7																7
2 歳	8	1				20		2				3					34
3 歳	4					14		8				23				3	52
4 歳	11	4				5		8				14				1	43
5 歳	9	1				4		9				20					43
6 歳	8					2		10				6		3		4	33
7 歳	11	2						16						3		1	33
8 歳	11	2		1				8						3		1	26
9 歳	11	2						7			1	3		2		2	28
10 歳	8							1			1	2					12
11 歳	7	1		1				11				2		1		1	24
12 歳	5	2						9				1		1		4	22
13 歳	14	2						5				2		1		1	25
14 歳	9	4						7				1		1		1	23
15 歳	5	2						17						1			25
16 歳	14							16									30
17 歳	3			1				15								9	28
18歳以上								1								5	6
計	152	24		3		45		150			2	77		16		34	503

＜合 計＞

	養護相談		保健相談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害等相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ		
0 歳	37	12					1	1						1	4	12	68
1 歳	24	2	2				1	7				1			3	6	46
2 歳	32	5				39		11	1			4		2	2	4	100
3 歳	37	8				45		25				37		1	2	11	166
4 歳	30	5				24		20				39		1	1	6	126
5 歳	51	5		1		26		29				65			4	11	192
6 歳	50	2				3	1	29				19	1	6	2	13	126
7 歳	47	3		1				46	2			6		3		12	120
8 歳	28	4		1				23			5	9		4	1	6	81
9 歳	33	3						16	3		1	59	1	4	17	31	168
10 歳	39	4						11	1		1	10	2	1	1	12	82
11 歳	30	3		2				33			2	16	1	2		10	99
12 歳	30	7		1				37	2		2	29	4	1		22	135
13 歳	45	4	1	1				21	2	1	7	31	7	2	5	74	201
14 歳	32	6						29	1	1	2	40	8	8	1	36	164
15 歳	26	4	2					39		3		15	1	7	1	24	122
16 歳	41			1				50	2			20	2	2		28	146
17 歳	15	2	1	3				60	2	1		10	2	4		107	207
18歳以上								1								11	12
計	627	79	6	11		137	3	488	16	6	20	410	29	49	44	436	2,361

(4) 養護相談主訴別受付状況

中央児童相談所

(単位：件)

主 訴	学年・性別		未就学		小 学		中 学		中卒以上		計		合 計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
棄 児													
家出・失踪													
死 亡		3	1								1	3	4
離 婚													
傷 病	4		2	4	1	1					7	5	12
家族環境	1	3			1						2	3	5
未婚の母の子	1	1									1	1	2
虐 待 児	73	72	72	51	27	26	19	18			191	167	358
稼 働	1	1									1	1	2
その他（養護）	5	6	5		1	2	1	1			12	9	21
計	85	86	80	55	30	29	20	19			215	189	404

北児童相談所

(単位：件)

主 訴	学年・性別		未就学		小 学		中 学		中卒以上		計		合 計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
棄 児													
家出・失踪													
死 亡													
離 婚	1										1		1
傷 病	3			1							3	1	4
家族環境						1						1	1
未婚の母の子		1										1	1
虐 待 児	26	18	22	17	16	8	5	5			69	48	117
稼 働													
その他（養護）		1	1								1	1	2
計	30	20	23	18	16	9	5	5			74	52	126

南児童相談所

(単位：件)

主 訴	学年・性別		未就学		小 学		中 学		中卒以上		計		合 計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
棄 児													
家出・失踪													
死 亡													
離 婚													
傷 病													
家族環境					3	1					3	1	4
未婚の母の子													
虐 待 児	26	28	27	26	13	15	6	11			72	80	152
稼 働													
その他（養護）	3	6	3	4		4					6	14	20
計	29	34	30	30	16	20	6	11			81	95	176

<合 計>

(単位：件)

主 訴	学年・性別		未就学		小 学		中 学		中卒以上		計		合 計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
棄 児													
家出・失踪													
死 亡		3	1								1	3	4
離 婚	1										1		1
傷 病	7		2	5	1	1					10	6	16
家族環境	1	3			4	2					5	5	10
未婚の母の子	1	2									1	2	3
虐 待 児	125	118	121	94	56	49	30	34			332	295	627
稼 働	1	1									1	1	2
その他（養護）	8	13	9	4	1	6	1	1			19	24	43
計	144	140	133	103	62	58	31	35			370	336	706

(5) 非行相談主訴別受付状況

中央児童相談所

(単位：件)

主 訴	学年・性別		未就学		小 学		中 学		中卒以上		計		合 計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
現 金 窃 盗													
自 転 車 //													
衣 類 //						1					1		1
自 動 車 //													
バ イ ク //													
校 内 //													
その他窃盗（万引含）			2	3	5	1					7	4	11
金銭持ち出し													
家出・放浪													
無 断 外 泊													
暴行・虚言						3					3		3
喫煙・飲酒・シンナー													
不純異性交遊													
放 火													
事務所荒し													
車上狙い等													
その他（非行）						1					1		1
計			2	3	10	1					12	4	16

北児童相談所

(単位：件)

主 訴	学年・性別		未就学		小 学		中 学		中卒以上		計		合 計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
現 金 窃 盗													
自 転 車 //													
衣 類 //													
自 動 車 //													
バ イ ク //													
校 内 //													
その他窃盗（万引含）													
金銭持ち出し													
家出・放浪						1					1		1
無 断 外 泊						1		1			2		2
暴行・虚言						1					1		1
喫煙・飲酒・シンナー													
不純異性交遊													
放 火			1								1		1
事務所荒し													
車上狙い等													
その他（非行）			2					1	2	1	3		3
計			3		1	2		2	4	4	8		8

南児童相談所

(単位：件)

主 訴	学年・性別	未就学		小 学		中 学		中卒以上		計		合 計
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
現 金 窃 盗												
自 転 車 //												
衣 類 //												
自 動 車 //												
バ イ ク //												
校 内 //				1						1		1
その他窃盗（万引含）												
金銭持ち出し												
家出・放浪												
無 断 外 泊												
暴行・虚言												
喫煙・飲酒・シンナー												
不純異性交遊												
放 火												
事務所荒し												
車上狙い等												
その他（非行）					1						1	1
計				1	1					1	1	2

<合 計>

(単位：件)

主 訴	学年・性別	未就学		小 学		中 学		中卒以上		計		合 計
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
現 金 窃 盗												
自 転 車 //												
衣 類 //						1				1		1
自 動 車 //												
バ イ ク //												
校 内 //				1						1		1
その他窃盗（万引含）				2	3	5	1			7	4	11
金銭持ち出し												
家出・放浪							1				1	1
無 断 外 泊							1		1		2	2
暴行・虚言						4				4		4
喫煙・飲酒・シンナー												
不純異性交遊												
放 火				1						1		1
事務所荒し												
車上狙い等												
その他（非行）				2	1	1			1	3	2	5
計				6	4	11	3		2	17	9	26

(6) いじめに関する相談

中央児童相談所

(単位：件)

	幼 児	小学校		中学校	高 校	不 詳	計
		低学年	高学年				
男			3	2	6		11
女		2	4	2	4		12
計		2	7	4	10		23

北児童相談所

(単位：件)

	幼 児	小学校		中学校	高 校	不 詳	計
		低学年	高学年				
男	0	0	0	0	0	0	0
女	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

南児童相談所

(単位：件)

	幼 児	小学校		中学校	高 校	不 詳	計
		低学年	高学年				
男	0	0	0	0	0	0	
女	0	0	0	0	0	0	
計							

<合 計>

(単位：件)

	幼 児	小学校		中学校	高 校	不 詳	計
		低学年	高学年				
男			3	2	6		11
女		2	4	2	4		12
計		2	7	4	10		23

8 相談の処理状況

(1) 相談種別処理状況

中央児童相談所

		処 理 件 数 (年 度 中)																		未 処 理 件 数	(再) 施 設 入 所 待 機		
		面接指導			児童福祉 司指導	児童家庭 支援セン ター 指導・指 導委託	市町村 指導委託	市町村 送致	福祉事 務所送 致 又は通 知	訓 戒・誓 約	児童福祉施設			指定医 療機 関委託	里 親 委託	法第27 条第1項 第4号に よる家裁 送致	障 害 児 入 所 施設 等への 利用契 約	そ の 他	計			(再) 施 設 入 所 待 機	
											入 所	法27条 の3によ る家裁 送致(再)	通 所										
		助 言 指 導	継 続 指 導	他機 関 幹 旋																			
養護 相談	児童虐待	191	34	9	1		4			87			11				4			341		41	
	その他	14	8							1			11				5		9	48		4	
保 健 相 談																		6	6				
障 害 相 談	肢体不自由	1																6	7				
	視聴覚																						
	言語発達等	1																	1				
	重症心身																	1	1				
	知 的	246																1	247		14		
	発達障害																		14	14			
非行 相談	ぐ犯行為等		1		1														2				
	触法行為等	8										1	1						9		7		
育 成 相 談	性格行動	22	19															191	232		14		
	不登校	1		1														27	29		1		
	適 性	25																5	30		1		
	育児・しつけ																	44	44				
そ の 他		1																397	398				
計		510	62	10	2		4			88			23	1			9	8	693	1,409		82	

北児童相談所

		処 理 件 数 (年 度 中)																		未 処 理 件 数	(再) 施 設 入 所 待 機		
		面接指導			児童福祉 司指導	児童家庭 支援セ ンター 指導・指 導委託	市町村 指導委託	市町村 送致	福祉事 務所送 致 又は通 知	訓 戒・誓 約	児童福祉施設			指定医療 機関委託	里 親 委託	法第27 条第1項 第4号に よる家裁 送致	障害児 入所施設 等への利 用契約	そ の 他	計			(再) 施 設 入 所 待 機	
											入 所	法27条 の3によ る家裁送 致(再)	通 所										
		助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 幹 旋																			
養護	児童虐待	60	29	1	3				27			8						128		21			
相談	その他	1	3									2			1			7		2			
保 健 相 談																							
障 害 相 談	肢体不自由																1	1					
	視聴覚																						
	言語発達等	91																91					
	重症心身																2	2					
	知 的	96															2	98		8			
	発達障害																			2			
非行	ぐ犯行為等	1	3								1							5					
相談	触法行為等	5																5					
育 成 相 談	性格行動	88	4	1							2							95		4			
	不登校																						
	適 性	3																3					
	育児・しつけ																						
そ の 他																		4	4				
計		345	39	2	3				27			13				1		5	4	439		37	

南児童相談所

		処 理 件 数 (年 度 中)																(再) 未処 理件 数	(再) 施設 入所 待機		
		面接指導			児童福祉 司指導	児童家庭 支援セン ター指 導・指 導委託	市 町 村 指 導 委 託	市 町 村 送 致 又 は 通 知	福 祉 事 務 所 送 致	訓 戒 ・ 誓 約	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第 4号による家裁送致	障害児入所施設 等への利用契約	その他			計	(再) 施設 入所 待機
		助言指導	継続指導	他機関幹旋							入 所	法27条の3による 家裁送致(再)									
養護 相談	児童虐待	74	21	5	6			53			5			1				165		23	
	その他	12	5													3		20		5	
保 健 相 談																					
障 害 相 談	肢体不自由															3		3			
	視聴覚																				
	言語発達等	45																45			
	重症心身																				
	知 的	155														2		157		11	
	発達障害																				
非行 相談	ぐ犯行為等																				
	触法行為等																			3	
育 成 相 談	性格行動	74	3															77		8	
	不登校																			1	
	適 性	17																17			
	育児・しつけ																				
そ の 他		9												3			24	36		3	
計		386	29	5	6			53			5			4		5	27	520		54	

< 合 計 >

		処 理 件 数 (年 度 中)																			(再) 未処 理件 数		(再) 施設 入所 待機	
		面接指導			児童福祉 司指導	児童家庭 支援セン ター指 導・指 導委託	市町村 指導委託	市町村 送致	福祉事 務所送 致又は 通知	訓戒・ 誓約	児童福祉施設			指定医 療機関 委託	里親 委託	法第27 条第1 項第 4号に よる家 裁送致	障害児 入所施 設等へ の利用 契約	その他	計	(再) 施設 入所 待機				
		助言 指導	継続 指導	他機 関幹 旋							入 所	法 27条 の3に よる 家裁 送致 (再)	通 所											
養護 相談	児童虐待	325	84	15	10		4		167			24				5			634		85			
	その他	27	16						1			13				6		12	75		11			
保 健 相 談																		6	6					
障 害 相 談	肢体不自由	1															10		11					
	視聴覚																							
	言語発達等	137																	137					
	重症心身																3		3					
	知 的	497															5		502		33			
	発達障害																	14	14		2			
非行 相談	ぐ犯行為等	1	4		1							1							7					
	触法行為等	13										1	1						14		10			
育 成 相 談	性格行動	184	26	1								2						191	404		26			
	不登校	1		1														27	29		2			
	適 性	45																5	50		1			
	育児・しつけ																	44	44					
そ の 他		10														3		425	438		3			
計		1,241	130	17	11		4		168			41	1			14		18724	2,368		173			

(2) 児童福祉施設入所、里親委託の措置及び障害児施設契約入所状況

施 設 種 別	施 設 名 称		所在地	定 員	現員 (R6. 4. 1現在)			R5年度中		
					男	女	計	入 所	退 所	
乳 児 院	秋 田 赤 十 字 乳 児 院		秋田市	24	13	4	17	12	15	
児 童 養 護 施 設	聖 園 天 使 園		秋田市	50	18	13	31	5	9	
	感 恩 講 児 童 保 育 院		秋田市	46	20	19	39	7	8	
	県南愛児園ドリームハウス		横手市	36	11	20	31	5	8	
	陽 清 学 園		北秋田市	42	18	15	33	6	7	
自 立 援 助 ホ ー ム	よ う せ い		北秋田市	6	1	0	1	1	1	
	け や き		秋田市	6	0	2	2	2	0	
	グ レ ー プ		由利本荘市	6	1	1	2	2	0	
児 童 心 理 治 療 施 設	青 森 お お ぞ ら 学 園		青森県	30	1	0	1	1	0	
児 童 自 立 支 援 施 設	国 立 武 蔵 野 学 院		秋田市	70	1	0	1	1	0	
	千 秋 学 園		秋田市	26	5	3	8	4	8	
福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設	阿 桜 園	知的	横手市	5	1	2	3	1	1	
	若 竹 学 園	知的	秋田市	30	20	9	29	3	2	
	東 山 学 園	知的	鹿角市	20	11	4	15	0	4	
	大 野 岱 吉 野 学 園	知的	北秋田市	10	3	4	7	0	1	
医 療 型 障 害 児 入 所 施 設	秋 田 県 立 医 療 療 育 セ ン タ ー		肢体	秋田市	60	3	7	10	13	17
	秋 田 県 立 医 療 療 育 セ ン タ ー		重心	秋田市	40	17	9	26	2	2
	(独)国立病院機構あきた病院		重心	由利本荘市	160	0	1	1	0	0
	岩 手 県 立 療 育 セ ン タ ー		肢体	岩手県	60	1	0	1	0	0
	(独)国立病院機構仙台西多賀病院		肢体	宮城県	160	1	0	1	0	0
フ ァ ミ リ ー ホ ー ム	秋 田 さ と う ホ ー ム		大仙市	6	2	4	6	0	0	
	ち や あ ぶ		大館市	6	5	0	5	1	0	
	Y E L L		北秋田市	5	2	0	2	1	0	
里 親 委 託				141 (登録数)	24	16	40	12	10	
計					179	133	312	79	93	

(3) 里親委託の状況

ア 地区別里親の状況（ファミリーホーム含む）

（R6. 3. 31現在）

	鹿 角	北秋田	山 本	秋 田	由 利	仙 北	平 鹿	雄 勝	県 外	計
登 録 里 親	2	15	7	78	15	20	15	6		158
委 託 里 親		3	1	23	3	3	3	1		37
委 託 児 童		8	2	27	3	8	4	2		54
未委託里親	2	12	6	55	12	17	12	5		121

イ 新規里親委託と措置解除・変更の状況

年度	区分	委託			措置解除						変更			
		家庭から	施設から	その他	家庭復帰	養子縁組	高校卒業	就職	家出不明	死亡	その他	施設入所	他の里親	その他
1		4	8	1	3	2	1	1			4			
		13			11									
2		8	8		1	4					2	2		
		16			7						2			
3		14	2	3	1	2					4	2		
		19			7						2			
4		2	3		1			1	1		1	1	1	
		5			4						2			
5		6	7	1		2	1	1			3	1	1	
		14			7						2			

ウ 委託児童の年齢

（各年度4. 1現在）

年度	年 齢	0	1～6	7～12	13～15	16歳以上	計
1			11	6	3	6	26
2		1	14	9	2	2	28
3			18	9	4	5	36
4			15	15	8	10	48
5		1	18	17	7	11	54

エ 里親数の変動

年度	里 親	新規登録者	里親辞退者
1		22	2
2		17	2
3		28	1
4		20	26
5		17	2

オ 里親委託率の変動

	R2. 3. 31		R3. 3. 31		R4. 3. 31		R5. 3. 31		R6. 3. 31	
	率	児童数	率	児童数	率	児童数	率	児童数	率	児童数
北児童相談所	10. 5%	4/38	18. 9%	7/37	17. 9%	7/39	13. 6%	6/44	17. 1%	7/41
中央児童相談所	10. 2%	12/118	13. 3%	15/113	22. 7%	22/97	21. 8%	22/101	25. 0%	27/108
南児童相談所	25. 0%	11/47	26. 4%	14/53	30. 6%	19/62	30. 9%	21/68	31. 1%	19/61
県全体	13. 2%	27/204	17. 6%	36/204	24. 2%	48/198	23. 0%	49/213	25. 2%	53/210

※ 里親等委託率（％）＝ $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児}}{\text{乳児院入所児＋児童養護施設入所児＋里親・ファミリーホーム委託児}}$

9 虐待相談の状況

(1) 受付件数

ア 相談経路別

	家 族	親 戚	近 隣・ 知人	児 童本 人	福 祉事 務所	児 童委 員	保 健 所	医 療機 関	児 童福 祉施 設	警 察	学 校	そ の 他	計
中央児相	39	10	87	6	7			4	7	146	14	38	358
北児相	5	2	4	2	9			1	2	72	13	7	117
南児相	21	3	15	3	5			4		85	5	11	152
計	65	15	106	11	21			9	9	303	32	56	627

(2) 処理件数 (前年度以前の受付で処理の確定したものを含む)

ア 主な虐待者別

	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
中央児相	132	11	185	2	11	341
北児相	41	9	74		4	128
南児相	85	9	65		6	165
計	258	29	324	2	21	634

イ 処理状況別

	面接指導	児童福祉司指導	市町村送致	施設入所	里親委託	その他	計
中央児相	234	1	87	11	4	4	341
北児相	90	3	27	8			128
南児相	95	6	53	5	1	5	165
計	419	10	167	24	5	9	634

ウ 施設入所の状況 (イの施設入所の再掲)

	児童養護 施設入所	乳児院	児童自立 支援施設	児童心理 治療施設	その他	計
中央児相	7	3		1		11
北児相	7		1			8
南児相	5					5
計	19	3	1	1		24

エ 被虐待者の年齢・相談種類別

	身体的虐待			保護の怠慢・拒否			性的虐待			心理的虐待			計
	中央	北	南	中央	北	南	中央	北	南	中央	北	南	
0～3歳未満	9	2	3	11	1	2				28	18	19	93
3～学齢前	19	7	10	36	4	6	2			43	16	31	174
小学生	27	18	9	27	4	6			1	56	19	35	202
中学生	15	14	6	9	2	4	1	1	3	23	10	16	104
高校生他	16	3	3	6	2		1			12	7	11	61
小計	86	44	31	89	13	18	4	1	4	162	70	112	634
計	161			120			9			344			634

10 電話相談の状況

(1) 「子ども・家庭110番」の相談状況

ア 相談種別

種別	養護相談	保健相談	心身障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
			肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ		
件数	13	3	0	0	0	0	0	9	0	0	141	19	30	32	192	408

イ 相談者別

相談者	児童本人	家族				親戚	学校関係	福祉関係	近隣関係	その他	本人 (18歳以上)	計
		父	母	祖父母	その他							
件数	15	41	313	15	0	2	1	1	6	13	1	408

ウ 性別・学年別

性別	学年	乳幼児	小学校		中学校	中卒以上		18歳以上	計
			低学年	高学年		高校等	その他		
男		24	19	92	41	9	0	2	187
女		21	26	21	118	19	2	14	221
計		45	45	113	159	28	2	16	408

エ 処理状況別

処理	助言指導	他機関 関与	来所指導	調査回答	その他	計
件数	408	0	0	0	0	408

(2) 「24時間・365日電話相談」の相談状況

ア 相談種別

種別	養護相談	保健相談	心身障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
			肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ		
件数	37	3	0	0	0	0	0	5	0	0	40	6	4	11	218	324

イ 相談者別

相談者	児童本人	家族				親戚	学校関係	福祉関係	近隣関係	その他	本人 (18歳以上)	計
		父	母	祖父母	その他							
件数	126	26	96	9	1	5	2	4	30	16	9	324

ウ 性別・学年別

性別	学年	乳幼児	小学校		中学校	中卒以上		18歳以上	計
			低学年	高学年		高校等	その他		
男		19	15	30	31	93	4	9	201
女		22	10	21	25	36	0	9	123
計		41	25	51	56	129	4	18	324

エ 処理状況別

処理	助言指導	他機関 幹旋関	来所指導	調査回答	その他	計
件数	324	0	0	0	0	324

(3) 「メール相談」の相談状況

ア 相談種別

種 別	養 護 相 談	保 健 相 談	心 身 障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計
			肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し つ け		
件数	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	2	0	3	8	38

イ 相談者別

相 談 者	児 童 本 人	家 族				親 戚	学 校 関 係	福 祉 関 係	近 隣 関 係	そ の 他	(18歳以上) 本 人	計
		父	母	祖 父 母	そ の 他							
件数	4	8	18	0	0	1	0	0	4	3	0	38

ウ 性別・学年別

性別	学 年	乳幼児	小 学 校		中 学 校	中 卒 以 上		18歳以上	計
			低学年	高学年		高校等	その他		
男		4	2	2	0	6	0	2	16
女		4	3	3	5	5	0	2	22
計		8	5	5	5	11	0	4	38

エ 処理状況別

処 理	助 言 指 導	幹 他 機 関 関 連	来 所 指 導	調 査 回 答	そ の 他	計
件数	33	0	0	0	5	38

1 1 児童福祉司活動状況

(1) 相談活動状況

中央児童相談所

(単位：件)

相談種別	養護相談 (虐待相談含む)	保健相談	心身障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
			肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ		
総対数	404								2	14	49				8	477
構成比	84.7								16		49				1.7	100.0
									3.4		10.3					

北児童相談所

(単位：件)

相談種別	養護相談 (虐待相談含む)	保健相談	心身障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
			肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ		
総対数	126		1			2	2	1	4	4	8				4	152
構成比	82.9					6			8		8				2.6	100.0
						3.9			5.3		5.3					

南児童相談所

(単位：件)

相談種別	養護相談 (虐待相談含む)	保健相談	心身障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
			肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ		
総対数	127									2	7				30	166
構成比	76.5								2		7				18.1	100.0
									1.2		4.2					

<合 計>

(単位：件)

相談種別	養護相談 (虐待相談含む)	保健相談	心身障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
			肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ		
総対数	657		1			2	2	1	6	20	64				42	795
構成比	82.6					6			26		64				5.3	100.0
						0.8			3.3		8.1					

(2) 児童福祉司指導ケースの指導状況（法第27条第1項第2号）

中央児童相談所

(単位：件)

区 分 \ 種 別		養 護	非 行		育 成 相 談		その他	計
			ぐ 犯	触 法	不登校	性 行		
措置 実数	前年度継続ケース					1		1
	5年度新規ケース	5	1					6
	(5年度計)	5	1			1		7
	構 成 比	71.4				14.3		85.7
	5年度解除ケース	4						4
指 導 延 回 数		83						83

北児童相談所

(単位：件)

区 分 \ 種 別		養 護	非 行		育 成 相 談		その他	計
			ぐ 犯	触 法	不登校	性 行		
措置 実数	前年度継続ケース	1						1
	5年度新規ケース	4						4
	(5年度計)	4						4
	構 成 比	100.0						100.0
	5年度解除ケース	3						3
指 導 延 回 数		80						80

南児童相談所

(単位：件)

区 分 \ 種 別		養 護	非 行		育 成 相 談		その他	計
			ぐ 犯	触 法	不登校	性 行		
措置 実数	前年度継続ケース	9						9
	5年度新規ケース	6						6
	(5年度計)	15						15
	構 成 比	100.0						100.0
	5年度解除ケース	6						6
指 導 延 回 数		184						184

区 分 \ 種 別		養 護	非 行		育 成 相 談		その他	計
			ぐ 犯	触 法	不登校	性 行		
措置 実数	前年度継続ケース	10				1		11
	4年度新規ケース	15	1					16
	(4年度計)	24	1			1		26
	構 成 比	92.3	3.8			3.8		100.0
	4年度解除ケース	13						13
指 導 延 回 数		347						347

(3) 施設入所ケースの指導状況（法第27条第1項第3号）

（単位：件）

区分 \ 分類	中央児童相談所	北児童相談所	南児童相談所	計
施設入所 調査・診断・指導	2,127	3,272	1,007	6,406
里親委託 調査・診断・指導	496	296	323	1,115
計	2,623	3,568	1,330	7,521

(4) 面接調査等の状況

中央児童相談所

(単位：件)

区分 \ 分類	児 童	保 護 者	そ の 他	計
訪 問 面 接	676	505	946	2,127
所 内 面 接	347	386	132	865
そ の 他	72	817	1,861	2,750
計	1,095	1,708	2,939	5,742

北児童相談所

(単位：件)

区分 \ 分類	児 童	保 護 者	そ の 他	計
訪 問 面 接	1,187	1,570	1,614	4,371
所 内 面 接	90	353	89	532
そ の 他	25	575	1,042	1,642
計	1,302	2,498	2,745	6,545

南児童相談所

(単位：件)

区分 \ 分類	児 童	保 護 者	そ の 他	計
訪 問 面 接	896	717	1,264	2,877
所 内 面 接	158	471	264	893
そ の 他	47	2,107	2,456	4,610
計	1,101	3,295	3,984	8,380

<合 計>

(単位：件)

区分 \ 分類	児 童	保 護 者	そ の 他	計
訪 問 面 接	2,759	2,792	3,824	9,375
所 内 面 接	595	1,210	485	2,290
そ の 他	144	3,499	5,359	9,002
計	3,498	7,501	9,668	20,667

- 児童相談所の児童福祉司は、家庭訪問等を通じて直接相談に応じるとともに、必要な調査の上、社会診断を行い、医学・心理・行動診断を含めた総合判断に基づいて、助言・指導に当たっている。
- 児童福祉司が相談を受けたケースは、表(1)のとおりで、これらに対し(4)による面接調査やカウンセリングや指導をしている。
- 非行や不登校、虐待等専門的に継続して指導を要する場合は、表(2)のとおり児童福祉司指導ケースとして指導している。
- 施設入所、里親委託の場合は、表(3)のとおり家庭及び委託世帯に対して指導をしている。

12 児童心理司業務

(1) 児童心理司業務実施状況（延件数）

A 児童心理司による相談件数

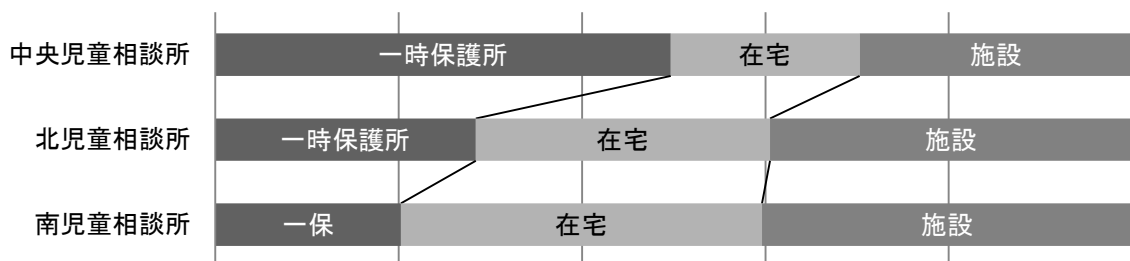
児童属性		中央児童相談所	北児童相談所	南児童相談所	合 計
所内相談	一時保護所	764 (45.3%)	70 (5.0%)	27 (2.7%)	861 (21.2%)
	在宅	265 (15.7%)	128 (9.2%)	139 (14.1%)	532 (13.1%)
	施設	107 (6.4%)	45 (3.2%)	96 (9.7%)	248 (6.1%)
訪問相談	一時保護所	73 (4.3%)	326 (23.4%)	173 (17.5%)	572 (14.1%)
	在宅	82 (4.9%)	319 (22.9%)	250 (25.3%)	651 (16.0%)
	施設	394 (23.4%)	506 (36.3%)	303 (30.7%)	1,203 (29.6%)
合 計		1,685 (100.0%)	1,394 (100.0%)	988 (100.0%)	4,067 (100.0%)

※ 保護者、関係者との相談を含む

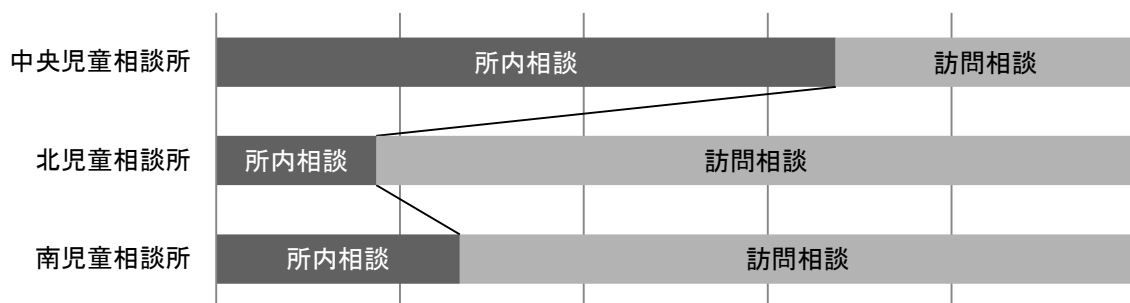
※ 所内相談には電話相談及びタブレット端末等を利用したオンライン面接を含む

※ 一時保護所は中央児童相談所에만設置されているため、中央児童相談所の件数には北・南児童相談所の一時保護児童に関する相談を含む

令和5年度 児童属性の構成比



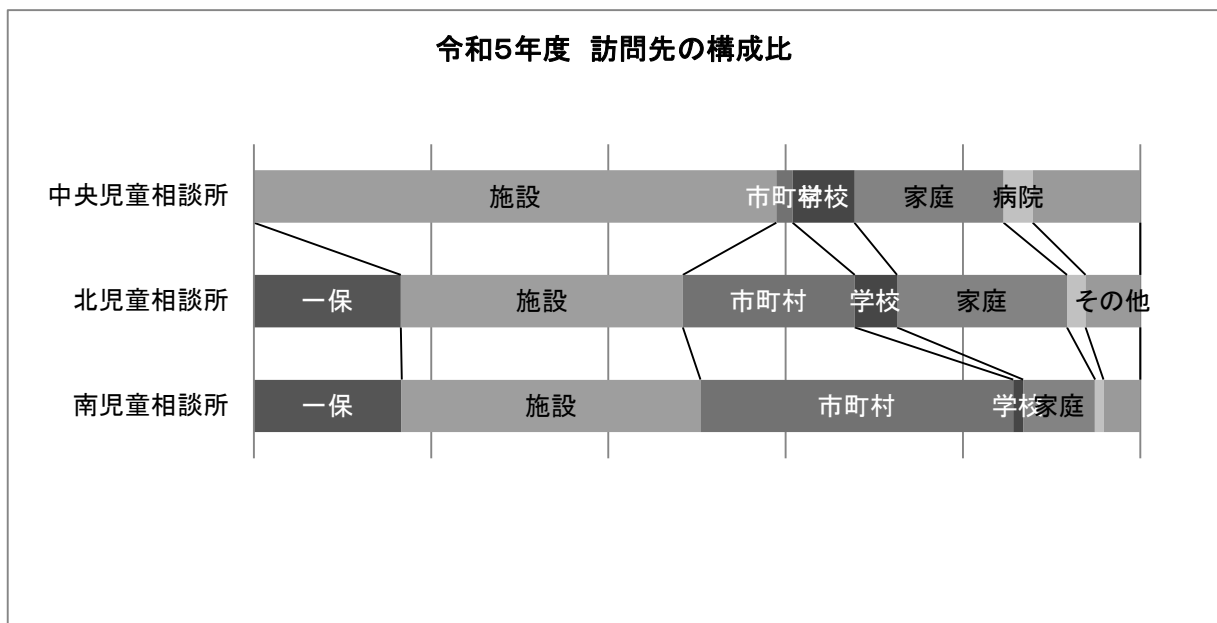
令和5年度 所内相談と訪問相談の構成比



※訪問相談の内訳（再掲）

		中央児童相談所	北児童相談所	南児童相談所	合 計
訪 問 先	一時保護所	- (0.0%)	191 (16.6%)	121 (16.7%)	312 (13.2%)
	施設	287 (58.9%)	366 (31.8%)	245 (33.7%)	898 (38.0%)
	市 町 村 (※巡回児童相談含む)	9 (1.8%)	223 (19.4%)	256 (35.3%)	488 (20.6%)
	学 校	34 (7.0%)	55 (4.8%)	8 (1.1%)	97 (4.1%)
	家 庭	82 (16.8%)	221 (19.2%)	59 (8.1%)	362 (15.3%)
	病 院	16 (3.3%)	24 (2.1%)	7 (1.0%)	47 (2.0%)
	そ の 他	59 (12.1%)	71 (6.2%)	30 (4.1%)	160 (6.8%)
合 計		487 (100.0%)	1,151 (100.0%)	726 (100.0%)	2,364 (100.0%)

※一時保護所は中央児童相談所にのみ設置されている

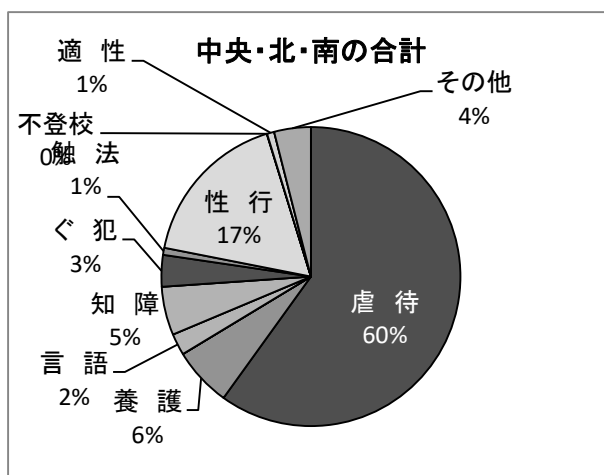
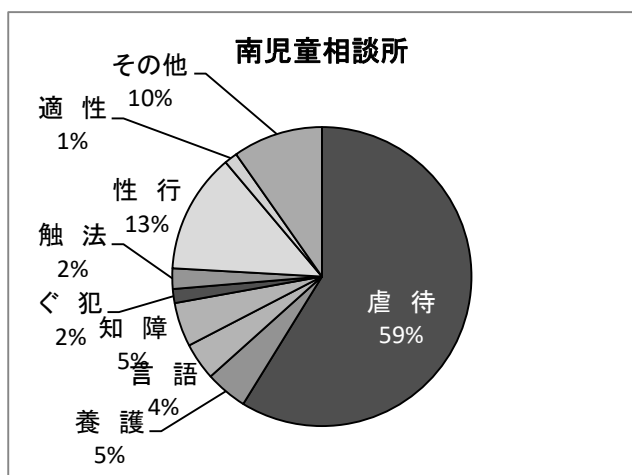
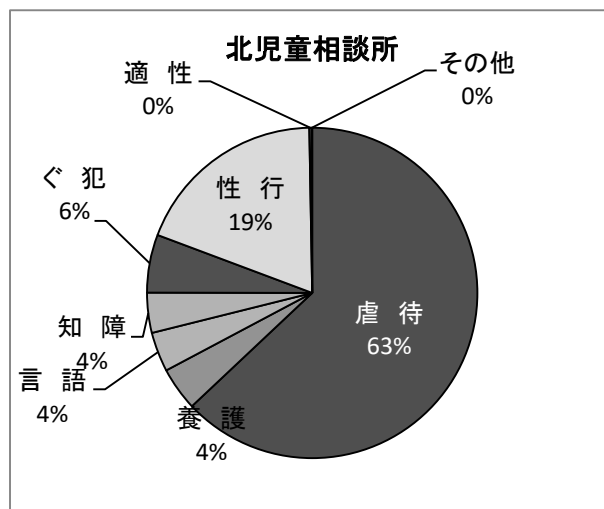
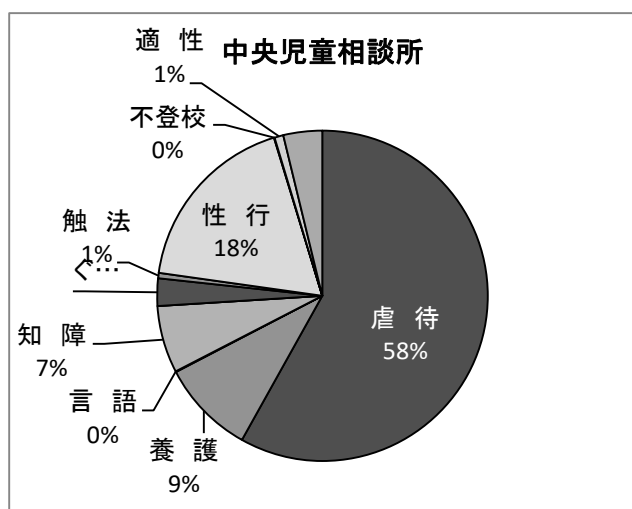


B 児童に対する心理検査実施件数

		中央児童相談所	北児童相談所	南児童相談所	合 計
知 能 検 査		157 (31.3%)	72 (33.2%)	56 (31.1%)	285 (31.7%)
発 達 検 査		33 (6.6%)	104 (47.9%)	105 (58.3%)	242 (26.9%)
人 格 検 査		191 (38.0%)	20 (9.2%)	0 (0.0%)	211 (23.5%)
そ の 他		121 (24.1%)	21 (9.7%)	19 (10.6%)	161 (17.9%)
合 計		502 (100.0%)	217 (100.0%)	180 (100.0%)	899 (100.0%)

C 相談種別ごとの相談件数（再掲）

	虐待	養護	保健	肢体	視聴覚	言語	重心	知障	発達	ぐ犯	触法	性行	不登校	適性	しつけ	その他	合計
中央児童相談所	979	156				1		111		45	9	304	1	15		64	1,685
北児童相談所	878	59				54		55		79		265		3		1	1,394
南児童相談所	581	45				40		47		15	22	128		14		96	988
合計	2,438	260				95		213		139	31	697	1	32		161	4,067



D 巡回児童相談での相談件数（再掲）

	中央児童相談所	北児童相談所	南児童相談所	合 計
1 歳 6 か 月 精 健 (事後指導含む)				
3 歳 精 健 (事後指導含む)				
一 般 相 談	2 (100.0%)	112 (100.0%)	96 (100.0%)	210 (100.0%)
合 計	2 (100.0%)	112 (100.0%)	96 (100.0%)	210 (100.0%)

E 巡回児童相談での相談件数（市町村別／再掲）

中央児童相談所

	秋田市	潟上市	男鹿市	由利本荘市	にかほ市	井川町	五城目町	八郎潟町	大潟村	合 計
1 歳 6 か 月 精 密 健 診										
1 歳 6 か 月 事後指導										
3 歳 精 密 健 診										
3 歳 事後指導										
一 般 相 談							1	1		2
小 計							1	1		2

北児童相談所

	鹿角市	大館市	北秋田市	能代市	小坂町	藤里町	三種町	八峰町	上小阿仁村	合 計
1 歳 6 か 月 精 密 健 診										
1 歳 6 か 月 事後指導										
3 歳 精 密 健 診										
3 歳 事後指導										
一 般 相 談	16	61	20	4	11					112
小 計	16	61	20	4	11					112

南児童相談所

	大仙市	仙北市	横手市	湯沢市	羽後町	美郷町	東成瀬村	合 計
1 歳 6 か 月 精 密 健 診								
1 歳 6 か 月 事後指導								
3 歳 精 密 健 診								
3 歳 事後指導								
一 般 相 談	15	12	23	22	11	9	4	96
小 計	15	12	23	22	11	9	4	96

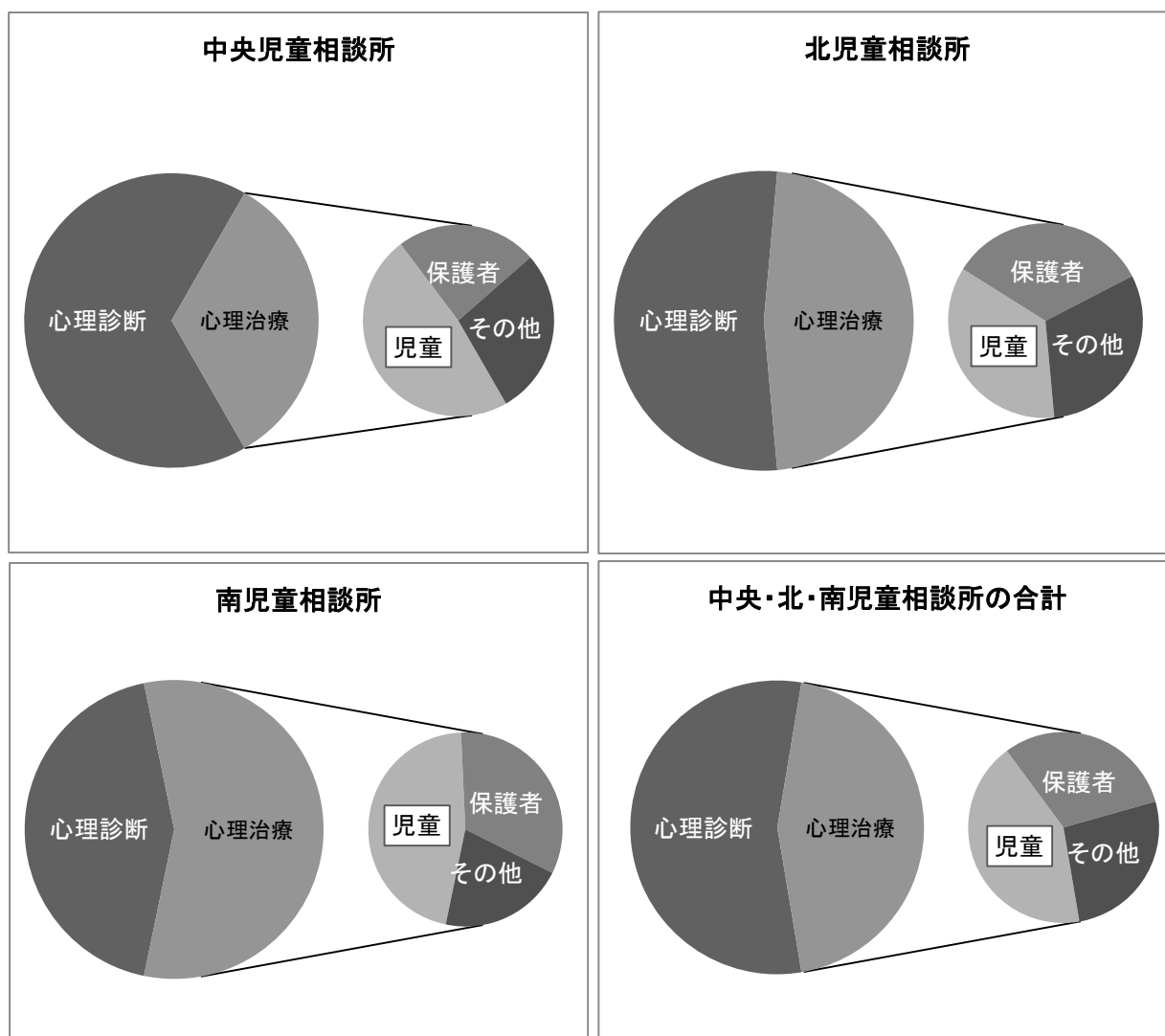
(2) 児童心理司業務実施状況（延人数）

対 象 者		中 央 児 童 相 談 所	北 児 童 相 談 所	南 児 童 相 談 所
心 理 診 断	児 童	999 (42.1%)	517 (22.1%)	402 (22.6%)
	保 護 者	304 (12.8%)	389 (16.7%)	202 (11.3%)
	そ の 他	276 (11.6%)	330 (14.1%)	170 (9.6%)
心 理 治 療	児 童	380 (16.0%)	389 (16.7%)	463 (26.0%)
	保 護 者	189 (8.0%)	369 (15.8%)	333 (18.7%)
	そ の 他	223 (9.4%)	342 (14.6%)	210 (11.8%)
延 人 数		2,371 (100.0%)	2,336 (100.0%)	1,780 (100.0%)

※ 「心理診断」とは心理診断を主たる目的として行った検査、面接、観察、指導

※ 「心理治療」とは心理療法（個人療法・集団療法）、カウンセリング等の複雑な指導を継続実施したもの

※ 「その他」とは、当該児童の入所施設職員や学校関係者などの関係者を指す



(3) 諸証明書等発行件数

A 療育手帳程度判定結果

		中央児童相談所	北児童相談所	南児童相談所	合 計
新	規	126 (48.6%)	42 (45.7%)	89 (55.6%)	257 (50.3%)
再	判 定	133 (51.4%)	50 (54.3%)	71 (44.4%)	254 (49.7%)
合 計		259 (100.0%)	92 (100.0%)	160 (100.0%)	511 (100.0%)

※面接判定、書類判定の総数

B 諸証明書

		中央児童相談所	北児童相談所	南児童相談所	合 計
医 療 機 関	紹介状	- (0.0%)	- (0.0%)	- (0.0%)	- (0.0%)
	情報提供等	22 (21.8%)	45 (37.2%)	40 (57.1%)	107 (36.6%)
保育所・幼稚園・学校		12 (11.9%)	12 (9.9%)	10 (14.3%)	34 (11.6%)
教 育 委 員 会		1 (1.0%)	10 (8.3%)	1 (1.4%)	12 (4.1%)
市 町 村		- (0.0%)	13 (10.7%)	- (0.0%)	13 (4.5%)
児 童 福 祉 施 設 (保 育 所 除 く)		17 (16.8%)	20 (16.5%)	10 (14.3%)	47 (16.1%)
他 児 童 相 談 所		32 (31.7%)	- (0.0%)	3 (4.3%)	35 (12.0%)
そ の 他		17 (16.8%)	21 (17.4%)	6 (8.6%)	44 (15.1%)
合 計		101 (100.0%)	121 (100.0%)	70 (100.0%)	292 (100.0%)

13 一時保護業務

(1) 一時保護の状況

(上段：所内保護分、下段：保護委託分)

種別 \ 年度	3		4		5	
	人 員	構成比(%)	人 員	構成比(%)	人 員	構成比(%)
養 護	83 (8)	74.1	66 (4)	65.3	80 (8)	77.7
	55 (5)	94.8	56 (24)	98.2	66 (5)	95.7
心身障害						
非 行	10	8.9	9 (3)	8.9	2	1.9
			1	1.8		
育 成	19 (1)	17.0	26 (5)	25.7	21 (2)	20.4
	3 (1)	5.2			3	4.3
そ の 他						
計	112 (9)		101 (12)		103 (10)	
	58 (6)		57 (24)		69 (5)	
	計 170 (15)		計 158 (36)		計 172 (15)	
延 日 数	4,122	日	4,106	日	4,976	日
	1,669		2,529		2,897	
	計 5,791		計 6,635		計 7,873	
一日当り保護人員	15.9 人		18.2 人		21.6 人	
一人当り保護日数	34.1 日		42.0 日		45.8 日	

- ・ () 内の数字は、前年度の処遇未決定分を内書で記載している。
- ・ 非行の内訳は、触法行為0人、ぐ犯2人である。
- ・ 育成の24人は全て性格行動である。
- ・ 被保護人員のうち5年度未決は22人（養護20人、育成2人）である。

○兄弟（姉妹）の保護状況

(上段：所内保護分、下段：保護委託分)

区分 \ 年度	3		4		5	
	組	人	組	人	組	人
2 人	8		1		8	
	9		6		13	
3 人	2		4		2	
	1		2		2	
4 人			1			
計	10		6		10	
	10		8		15	
実 人 員	22	人	18	人	22	人
	21	人	18	人	32	人

- ・ 被保護人員のうち、5年度は養護25組（54人）、そのうち虐待は14組(30人)である。

○母子・父子保護の状況

区分 \ 年度	3		4		5	
	件	人	件	人	件	人
母 子	0	人	0	人	0	人
父 子	0	人	0	人	0	人

○迷子、家出による保護状況

(上段：所内保護分、下段：委託保護分)

区分 \ 年度	3	4	5
迷 子	人	人	人
	人	人	人
家 出	11 人	9 人	8 人
	人	1 人	人

○養護問題のうち虐待関係による保護状況

(上段：所内保護分、下段：委託保護分)

区分 \ 年度	3	4	5
虐 待	66 人	61 人	68 人
	36 人	24 人	38 人

(2) 性別・年齢別状況

(上段：所内保護分、下段：委託保護分)

年度	保護 総数	性別	年 齢 人 数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
3	170	男	66				1	1		2	5	2	12	7	3	6	7	13	4	1	2	
			25	2		4	2	2		1	2	1	2	2	4	1	1	1				
		女	46							2		4	3	3	3	3	10	4	4	7	3	
			33	7	4	3	3	4		2		2				1	2	2		1	1	1
		計	112				1	1		4	5	6	15	10	6	9	17	17	8	8	5	
			58	9	4	7	5	6		3	2	3	2	2	5	3	3	1	1	1	1	
4	158	男	57					1		1		1	2	12	8	7	7	10	3	3	2	
			25	7	1	4	1	2	1	2	2			1			2	1		1		
		女	44					1			5	2	2	4	4	2	7	4	6	4	3	
			32	5	5	1	4	6	4	2	1			1			2	1				
		計	101					2		1	5	3	4	16	12	9	14	14	9	7	5	
			57	12	6	5	5	8	5	4	3			2			4	2		1		
5	172	男	39							6		1	3	5	1	4	4	4	3	7	1	
			29	3	1	4	4	1	2	6	2	1		1		1	1		1	1		
		女	64							1	3	1	2	3	8	10	11	9	9	4	3	
			40	7	3	4	2	4	3	4	1	3				2	1		4	1	1	
		計	103							7	3	2	5	8	9	14	15	13	12	11	4	
			69	10	4	8	6	5	5	10	3	4		1			3	2		5	2	1
		構成比 (%)		22.1%								30.2%						27.3%			20.3%	
										16.9%			13.4%									

(3) 出身地区別状況

(上段：所内保護分、下段：委託保護分)

年度	児相名 地区名 種別	北児童相談所			中央児童相談所		南児童相談所			県 外	住 所 不 定	計
		鹿 角	北 秋 田	山 本	秋 田	由 利	仙 北	平 鹿	雄 勝			
3	養 護	2	12	3	33	3	10	17	2	1		83
		6	9	6	19	5	7	2	1			55
	心身障害											
	非 行		1	4	1		2	1	1			10
					1							1
	育 成		1	1	16		1					19
			2									2
	その他											
	計	2	14	8	50	3	13	18	3	1		112
		6	11	6	20	5	7	2	1			58
4	養 護	4	5	5	26	8	8	7	1	2		66
					36	5	7	8				56
	心身障害											
	非 行		1	3	3		2					9
					1							1
	育 成		2	2	17	2	2	1				26
	その他											
	計	4	8	10	46	10	12	8	1	2		101
					37	5	7	8				57
5	養 護	1	13	9	30	5	11	7	4			80
		1	9	3	31	6	9	3	2	2		66
	心身障害											
	非 行	1	1									2
	育 成	1	5	3	8	2	1		1			21
					1	2						3
	その他											
	計	3	19	12	38	7	12	7	5			103
		1	9	3	32	8	9	3	2	2		69
	児相別 (件)	34			45		24					103
		13			40		14			2		69
	構成比 (%)	27.3%			49.4%		22.1%			1.2%		

- ・ 地区については、地域振興局管内で区分している。

(4) 保護日数状況

(上段：所内保護分、下段：委託保護分)

年度	保護日数 種別	1～10日	11～20日	21日～30日	31日以上	計	延日数	平均 保護日数
3	養 護	28	11	5	39	83	2,924	35.2
		19	10	6	20	55	1,323	24.1
	心身障害							
	非 行	2	1	1	6	10	414	41.4
	育 成	4	2	2	11	19	784	41.3
			1	1	1	3	346	115.3
	その他							
	計	34	14	8	56	112	4,122	36.8
		19	11	7	21	58	1,669	28.8
4	養 護	20	7	1	38	66	2,593	39.3
		11	6	4	35	56	2,525	45.1
	心身障害							
	非 行	1		1	7	9	447	49.7
		1				1	4	4.0
	育 成	7		6	13	26	1,066	41.0
	その他							
	計	28	7	8	58	101	4,106	40.7
		12	6	4	35	57	2,529	44.4
5	養 護	19	8	5	48	80	3,728	46.6
		14	8	7	37	66	2,772	42.0
	心身障害							
	非 行				2	2	167	83.5
	育 成	4	2	1	14	21	1,081	51.5
		1			2	3	125	41.7
	その他							
	計	23	10	6	64	103	4,976	48.3
		15	8	7	39	69	2,897	42.0
	構 成 比 (%)	22.0%	10.0%	8.0%	60.0%	100.0%		

(5) 保護終了後の援助

(上段：所内保護分、下段：保護委託分)

年 度	援 助 別		児 童 福 祉 施 設													他 機 関 に 移 送	そ の 他	家 庭 復 帰	年 度 内 に 援 助 方 針 が 決 定 で き な い も の が				
			養 護			知 的 障 害						里 親 委 託											
	種 類	保 護 総 数	内 前 年 度 援 助 分	自 立 支 援	千 秋 学 園	聖 園 天 使 園	児 童 保 育 院	感 恩 講	陽 清 学 園	県 南 愛 児 園	秋 田 赤 乳 児 院 十 字	高 清 水 園	阿 桜 園	吉 野 学 園	東 山 学 園	若 竹 学 園	や ま ば と 園	こ と り さ わ 学 園	青 森 お お ぞ ら 学 園				
3				養 護	83	8	2	1	1	1	1	2	4			1					4	2	9
3		心身障害	55	5		1				1	4								3	6	1	34	4
		非 行	10		1				1														
		健全育成	19	1	1														1				
		その他	3	1															1		1		5
		計	112	9	4	1	1	1	1	3	4								5	2	9	74	12
4		養 護	58	6	1	1			1	4				1				4	6	2	34	5	
		心身障害	66	4	4	2		7	1	1								1	2	4	38	8	
		非 行	56	14			3	1	3	3								1	6	11	23	3	
		健全育成	9	3	2																		
		その他	1			1															2	5	
5		養 護	26	5	2	1															2	19	2
		心身障害																					
		非 行																					
		健全育成																					
		その他																					
	計	101	12	8	1	7	1	1	1									1	2	8	62	10	
5		養 護	57	14		2	3	1	3	3								1	6	12	23	3	
		心身障害	80	8		2	2	3	3									1	2	21	36	11	
		非 行	66	2		2	2	3	3	5								3	4	4	31	9	
		健全育成	2		1																		
		その他	21	2	3															7	10	1	1
	計	103	10	4	2	2	3	3	3	5								2					
	構成比 (%)	69	2		2	2	3	3										3	5	28	47	12	
				2.3%		12.8%													2.9%	18.6%	45.9%	12.8%	

(6) 週間児童生活プログラム

時刻 \ 曜日		月		火		水		木		金		土・日・祝	
午前	7:00	起床											
	7:00 ～ 7:30	寝具整理											
	7:30 ～ 8:00	朝食											
	～	休み時間											
	9:10 ～ 9:50	学習	学習	学習	美術	学習	自由時間 (9:10～11:30)						
	～	休み時間											
	10:00 ～ 10:40	学習	学習	学習	美術	学習							
	～	休み時間											
	10:50 ～ 11:30	学習	学習	学習	美術	学習							
	～	休み時間											
	11:45 ～ 12:15	昼食											
	～	休み時間											
午後	1:00 ～ 6:00	自由時間											
	6:00 ～ 6:30	夕食											
	6:30 ～ 8:00	自由時間											
	8:00 ～ 9:00	休み時間・寝具準備											
	9:00	就床											

14 保 健 業 務

(1) 児童に対する医学診断指導及び保健指導実施状況

(延人数)

項目・指導項目／年度		3	4	5
医師による 診断指導 治療	小児科医の一般検診	206	166	265
	精神科医の診察	10	2	4
	精神科医の書類審査			
	秋田大学医学部附属病院	1	1	4
	回生会病院		8	2
	市立秋田総合病院	5	4	1
	日赤病院			
	みゆきレディースクリニック	6	2	1
	歯科医院	9	6	7
	その他の医療機関	53	56	85
	計	290	245	369
医学的 検査	H B s 抗原検査			
	肝機能血液検査			
	血液一般検査	3	3	5
	脳波検査			
	心電図検査	1		
	レントゲン検査	1	3	9
	C T 検査		2	1
	M R I 検査	2		1
	婦人科に関する検査	4	1	3
	その他の検査	15	10	12
	計	26	19	31
その他	身体計測	63	71	70
	保健指導	116	51	86
	計	179	122	156

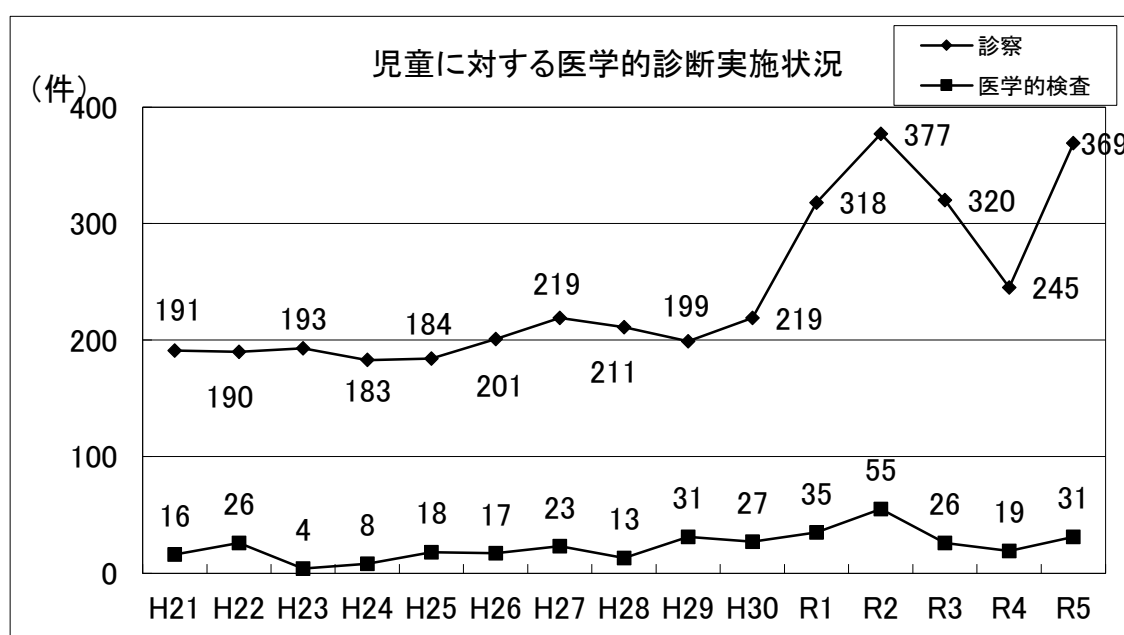
(2) 嘱託医（精神科医）の業務実績（月2回）

(延べ人数)

診察内容／年度	3	4	5
療育手帳			
特別児童扶養手当			
障害児福祉手当			
継続指導児童（通所）		1	
一時保護児童	10	1	4
その他			
合 計	10 (10)	2 (2)	4 (4)

※（ ）は実人員である

(3) 医学診断実施状況（全児相）



「医学的検査」は、一時保護児童に対して行われている。

「診察」は中央児童相談所嘱託医等による一時保護児童、外来児童への診察、南北児童相談所嘱託医による外来児童の診察、北児童相談所の巡回児童相談において協力を要請している医師による診察の件数である。診察件数は200件前後で推移していたが、令和に入り一時保護児童の人数が増えたことにより診察件数が増加している。

15 家庭・地域への援助事業

(1) 巡回児童相談実施状況

地 域	回 数	相 談 者 数
大 館 鹿 角 地 区	24	88
鷹 巣 阿 仁 地 区	7	20
山 本 地 区	3	4
秋 田 地 区	1	2
仙 北 地 区	23	36
平 鹿 地 区	11	23
雄 勝 地 区	14	37
合 計	83	210

児童福祉の向上を図ることを目的に、遠隔地や必要な地域に児童相談所の機能を移動して相談活動を行う「巡回児童相談」を実施している。

年間計画に基づいて実施しているが、地域から要請があった場合は追加で相談日を設けて対応している。表は、年間計画に基づいて実施したものに、追加実施分を加えた延べ数である。

令和5年度は、県内7地区において延べ83回実施した。そのうち、児童心理司が面接したものについては36ページのとおり。

スタッフは、児童福祉司、児童心理司、医師、保健師、家庭相談員等で構成されている。

(2) 研修生・実習生指導

所 属 学 校 名	学 年	期 間	日 数	人 数
インターンシップ 実習生		R5.9.26 ～ 9.28	3	3
・ 聖園学園短期大学	2	R5.8.28 ～ 9.7	10	5
・ 秋田大学大学院	1・2	R5.8.28 9.26 9.28	3	5

(3) 地域子育て支援啓発活動への協力（講師派遣）

地域における各種の研修会等に講師又は助言者として出席し、地域啓発活動及び関係機関との連携を図った。

(中央児童相談所)

年 月 日	名 称	主 催	場 所
R5	7. 12 被害者支援ボランティア養成講座	秋田被害者支援センター	秋田県社会福祉会館
	8. 1 あきた県庁出前講座	由利本荘市医師会	由利本荘医師会病院
	9. 5 実践的指導力習得研修講座(養護教諭2年目)	秋田県総合教育センター	秋田県総合教育センター
	9. 7 あきた県庁出前講座	由利本荘市医師会	由利本荘医師会病院
	9. 8 秋田県警察人身安全関連事案対策専科	秋田県警察人身安全対策課	秋田県警察学校
	9. 15 あきた県庁出前講座	矢島地区民生児童委員協議会	矢島福祉会館
	10. 4 10. 5 秋田県児童養護施設協議会職員総合研究会	秋田県児童養護施設協議会	児童養護施設聖園天使園
	10. 15 里親更新研修	秋田県地域・家庭福祉課	秋田市東部市民サービスセンター
	10. 20 秋田市医師会園医の会	秋田市医師会	秋田県生涯学習センター
	10. 25 秋田県放課後児童支援員認定資格研修	秋田県次世代・女性活躍支援課	秋田県児童会館
	11. 2 あきた県庁出前講座	南部地区幼保小後期連絡協議会	かんば認定こども園
	11. 21 令和5年度みどりアシスト研修会(校内研修会)	天王みどり学園	秋田県総合教育センター
R6	2. 3 あきた県庁出前講座(児童虐待予防研修会)	秋田県医師会	秋田県医師会館
	2. 15 先輩職員に聞いてみよう！オンライン座談会	秋田県人事委員会	秋田地方総合庁舎

(北児童相談所)

年 月 日		名 称	主 催	場 所
R5	5.10	児童相談について（児童虐待の概況）	大館・北秋田地域生徒指導研究推進協議会総会	秋田北鷹高等学校
	5.13	児童福祉司の実務について	秋田看護福祉大学合同就職面談会	ルネッサンスガーデン プラザ杉の子
	5.18	児童虐待の概況について	小坂町民生児童委員協議会	小坂町交流センター セパーム
	5.23	秋田県生徒指導推進会議	秋田県北教育事務所	北秋田市交流センター
	5.26	機中八策講座（秋田県庁出前講座）	児童発達支援 もろびこども園	もろびこども園
	6.19	出張サロン（里親サロン）子どもの権利擁護と発達	陽清学園	北秋田市市民ふれあいプラザ コムコム
	6.29	秋養協家庭支援専門部会学習会	秋田県児童養護施設連絡協議会	北秋田市市民ふれあいプラザ コムコム
	7.5	機中八策講座（陽清学園職員学習会）	陽清学園	陽清学園
	7.5	児童相談の現状と法改正に向けた対応について	北秋田市要保護児童対策地域協議会代表者会議	北秋田市役所
	8.1	機中八策講座（秋田県庁出前講座）	認定こども園しゃろーむ	認定こども園しゃろーむ
	8.2	機中八策講座（秋田県庁出前講座）	認定こども園しゃろーむ	認定こども園しゃろーむ
	8.8	機中八策講座（秋田県庁出前講座）	北秋田市・上小阿仁村教頭会	北秋田市立鷹巣東小学校
	8.18	ヤングケアラーの問題と実態、その対応	県北地区家庭相談員協議会	能代市役所
	8.31	感恩講児童保育院職員研修	感恩講児童保育院	感恩講児童保育院
	9.8	陽清学園職員学習会（機中八策）	陽清学園	陽清学園
	9.13	大館市発達支援研修会	大館市児童発達支援センターひまわり	大館市上川沿公民館
	9.13	子育てサポーター新規養成講習会	秋田県北NPO支援センター	大館市北地区コミュニティセンター
	9.22	子育てサポーター新規養成講習会	秋田県北NPO支援センター	北部男女共同参画センター
	10.19	大館警察署員教養研修	大館警察署	大館警察署
	11.1	大館・北秋田地域生徒指導研究推進協議会教育相談会（秋田県庁出前講座）	大館・北秋田地域生徒指導研究推進協議会	北秋田市交流センター
R6	11.8	こどもの権利擁護（こどもの声を聴くことについて考える）	三種町社会福祉協議会	三種町地域福祉センター
	11.30	在宅子育て親子子育て広場「おひさま広場」（秋田県庁出前講座）	三種町子育て支援センター	三種町山本地域拠点センター
	12.22	千秋学園職員研修会（機中八策）	千秋学園	千秋学園
	1.18	千秋学園職員研修会（機中八策）	千秋学園	千秋学園
	1.24	保育参観育児講演会（秋田県庁出前講座）	有浦保育園	有浦保育園
	2.5	保育参観育児講演会（秋田県庁出前講座）	有浦保育園	有浦保育園

(南児童相談所)

年 月 日		名 称	主 催	場 所
R5	6.22	衛生看護学院講義	衛生看護学院	衛生看護学院
	6.25	里親研修(前期)	秋田県地域・家庭福祉課	Y ² ふらざ
	7.18	あきた県庁出前講座	県立横手清陵学院高等学校	県立横手清陵学院高等学校
	8.9	秋田県幼稚園・保育所・認定こども園中堅教諭等資質向上研修Ⅲ	教育庁幼保推進課	秋田県総合教育センター
	9.3	放課後児童支援員認定資格研修	秋田県次世代・女性活躍支援課	大仙市広域交流センター
	10.1	あきた県庁出前講座	大曲人権擁護委員協議会	湯沢グランドホテル
	12.19	令和5年度就職ガイダンス	秋田看護福祉大学	秋田看護福祉大学
R6	2.28	あきた県庁出前講座	美郷町保護司会更生保護女性の会	美郷町中央ふれあい館

16 児童虐待防止対策事業

(1) 要保護児童対策地域協議会の指導

・平成19年度中に、全県25市町村全てに要保護児童対策地域協議会が設置され、活動を開始した。県の要保護児童対策地域協議会も平成20年5月に設置された。

・業務は、次の会議により進められる。

代表者会議 …………… 地域協議会の構成員の代表者による会議、実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的とする。

実務者会議 …………… 実際に活動する実務者から構成される会議。

個別ケース会議 …… 個別の要保護児童について、その子どもに直接関わりを有している関係機関の担当者による検討会議。

進行管理部会 ……… ケースの指導進捗状況を定期的に確認し、管理する。

・開催状況

	代表者会議	実務者会議	個別ケース会議	進 行 管 理 部 会
中央児童相談所 (5市1町1村)	6か所で 6回開催	6か所で 10回開催	4か所で 25回開催	市町村単位で開催
				進行管理ケース総数
				496ケース
北児童相談所 (4市4町1村)	7か所で 7回開催	9か所で 32回開催	9か所で 49回開催	市町村単位で開催
				進行管理ケース総数
				193ケース
南児童相談所 (4市2町1村)	7か所で 7回開催	7か所で 14回開催	7か所で 54回開催	市町村単位で開催
				進行管理ケース総数
				386ケース

(2) 啓発活動の実施

- ・児童相談所のホームページ「子育てマップ」
- ・児童虐待防止対策マニュアルの活用
- ・児童虐待防止推進月間及びDV防止キャンペーン

(3) 家族関係再構築支援事業

(中央児童相談所)

1 目的

児童虐待を受けた子どもが安全で安心な生活を送り、健やかに成長するためには、親子関係の調整のみならず、家族機能の再生・修復を視野に入れた家族全体への支援が必要である。そのため、子どもが施設入所し親子分離した場合には、将来の家庭復帰だけでなく、家族関係を再構築する総合的な支援が必要である。よって、「家族関係再構築支援チーム」を設置し、親と子のアセスメントを行い、その家族にあった個別の家族関係のあり方を検討し、虐待の再発防止を図る。

2 家族関係再構築支援チームの開催回数

月2回の定例開催とその他必要に応じ随時開催（令和5年度開催回数 20回）

3 対象児童

施設入所する被虐待児童、施設入所している被虐待児童、施設入所中で家族交流に困難のある児童（令和5年度登録ケース 71ケース）

4 検討内容

援助指針票の作成・変更、家族交流の目的と方法、家族支援プログラムの作成・変更、家族支援プログラムの進行管理

【 児 童 福 祉 施 設 一 覧 】

番号	施設名	設置主体	経営主体	事業開始 年月日	郵便番号	所在地	電話番号 FAX番号	定員	最寄り駅
①乳児院									
1	秋田赤十字乳児院	日本赤十字社	日本赤十字社 秋田県支部	S24.8.1	010-0041	秋田市広面字釣瓶町100-3	018-884-1760 018-884-1762	30	秋田駅下車 バス10分
②児童養護施設									
1	聖園天使園	(福)聖心の布教姉妹会	(福)聖心の布教姉妹会	S23.5.1	010-0911	秋田市保戸野すわ町1-58	018-838-1043 018-823-2699	50	秋田駅下車 バス10分
2	感恩講児童保育院	(福)感恩講	(福)感恩講	S23.5.1	011-0901	秋田市寺内神屋敷2-1	018-845-0483 〃	46	土崎駅下車 バス15分
3	県南愛児園 ドリームハウス	横手市	(福)ファミリー ケアサービス	S26.5.1	013-0044	横手市横山町1-1	0182-32-6065 0182-32-4678	36	横手駅下車 徒歩5分
4	陽清学園	(福)県北報公会	(福)県北報公会	S30.4.1	018-3452	北秋田市七日市字家向46-1	0186-66-2104 0186-66-2807	42	鷹巣駅下車 バス25分
③児童自立支援施設									
1	千秋学園	秋田県	秋田県	S23.1.1	010-1602	秋田市新屋下川原町1-2	018-862-2614 018-863-2416	26	秋田駅下車 バス30分
④福祉型障害児入所施設（知的障害児施設）									
1	阿桜園	(福)秋田県社会福祉事業団	(福)秋田県社会福祉事業団	S39.4.1	013-0064	横手市赤坂仁坂105	0182-32-6085 0182-32-7359	5	横手駅下車 バス10分
2	若竹学園	(福)秋田県厚生協会	(福)秋田県厚生協会	S39.4.1	010-1413	秋田市御所野地藏田2-15-1	018-838-0607 018-839-1300	30	秋田駅下車 バス30分
3	東山学園	(福)花輪ふくし会	(福)花輪ふくし会	S40.4.1	018-5201	鹿角市花輪字案内69-1	0186-25-8876 0186-25-8896	20	花輪駅下車 バス10分
4	大野岱吉野学園	(福)県北報公会	(福)県北報公会	S44.4.1	018-3452	北秋田市七日市字家向46-1	0186-66-2104 0186-66-2659	10	鷹巣駅下車 バス25分
⑤医療型障害児入所施設（肢体不自由児施設）									
1	秋田県立 医療療育センター	秋田県	地方独立行政法人 秋田県立療育機構	H22.4.1	010-1409	秋田市南ヶ丘1-1-2	018-826-2401 018-826-2407	60	秋田駅下車 バス20分
⑥医療型障害児入所施設（重症心身障害児施設）									
1	独立行政法人国立病院機構 あきた病院	独立行政法人 国立病院機構	独立行政法人 国立病院機構	S42.2.1	018-1393	由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢 84-40	0184-73-2002 0184-73-2370	160	道川駅下車 徒歩5分
2	秋田県立 医療療育センター	秋田県	地方独立行政法人 秋田県立療育機構	H22.4.1	010-1407	秋田市南ヶ丘1-1-2	018-826-2401 018-826-2407	40	秋田駅下車 バス20分
⑦県外委託実績施設									
施設種別			施設名		郵便番号	所在地		電話番号	
児童心理治療施設			青森おおぞら学園		030-0133	青森県青森市大字雲谷字山吹237-17		017-752-0080	

秋田県子ども・女性・障害者相談センター ＜中央児童相談所案内図＞

所在地 〒 010-0864 秋田県秋田市手形住吉町 3 番 6 号
 電話番号 018-827-5200
 F A X 番号 018-827-5203



【 交通案内 】

● 車をご利用の場合

J R 秋田駅 から 約 5 分

● バスをご利用の場合 (秋田中央交通)

J R 秋田駅西口からバスで約 10 分

手形山大学病院線 (12 番線) [秋田大学前] 下車 徒歩 2 分

秋田温泉線 (12 番線) [住吉町] 下車 徒歩 2 分

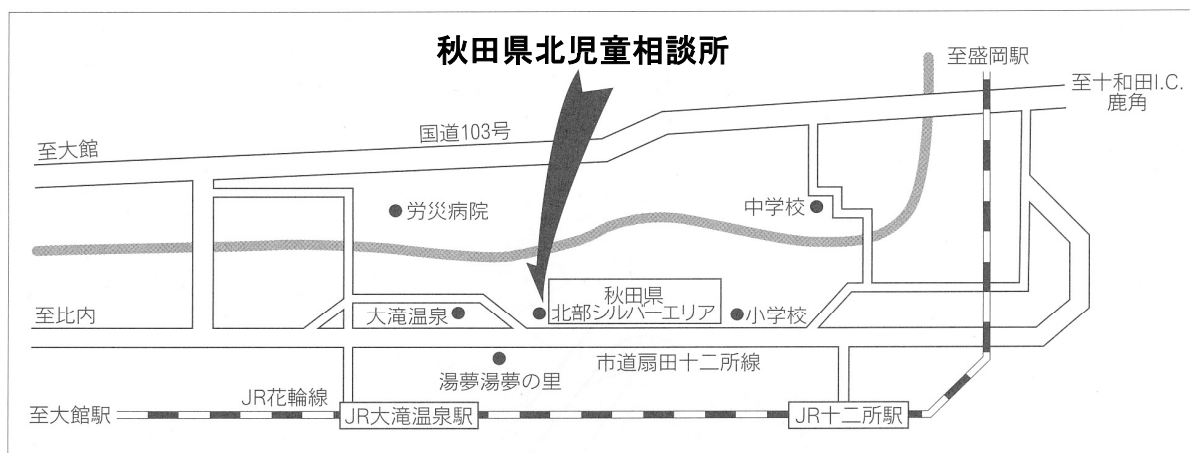
仁別リゾート公園線 (12 番線) [住吉町] 下車 徒歩 2 分

● 電車でお越しの方

J R 秋田駅東口から徒歩で約 15 分

<北児童相談所案内図>

所在地 〒018-5601 大館市十二所字平内新田237-1
 電話番号 (0186) 52-3956 FAX (0186) 52-3959



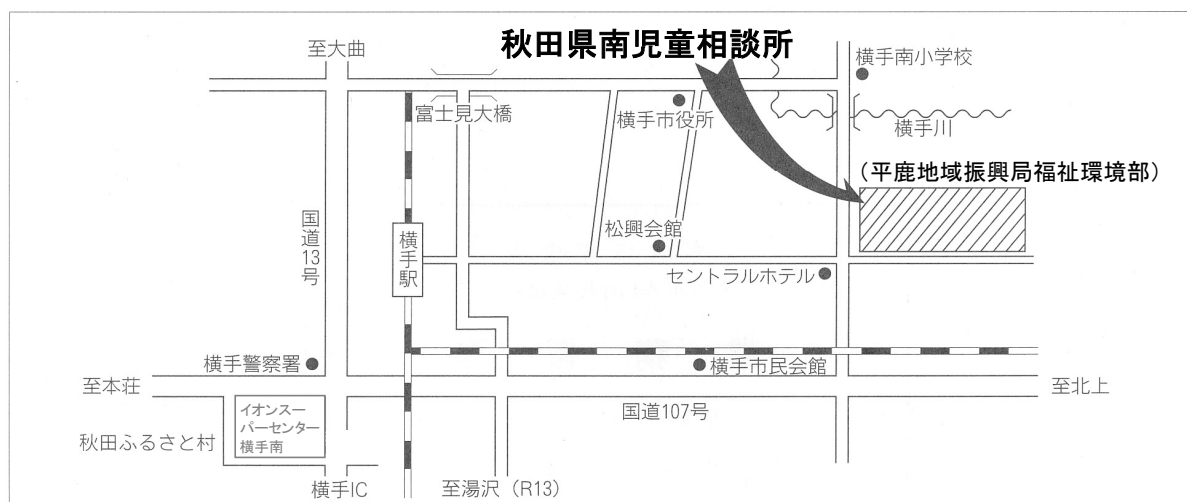
(北秋田地域振興局大館福祉環境部 建物内)

【交通案内】

最寄り駅：JR花輪線十二所駅 徒歩15分
 JR花輪線大滝温泉駅 徒歩20分
 バス：JR大館駅 大館駅前から
 秋北バス 花輪営業所行き 約60分 北部エリア停留所下車すぐ
 JR鹿角花輪駅から
 秋北バス 大館駅前行き 約30分 北部エリア停留所下車すぐ

<南児童相談所案内図>

所在地 〒013-8503 横手市旭川1-3-46
 電話番号 (0182) 32-0500 FAX (0182) 32-3369



【交通案内】

最寄り駅：JR奥羽本線横手駅 徒歩約15分 (平鹿地域振興局福祉環境部内)
 バス：JR横手駅東口から
 羽後交通 横手清陵学院前行き 約3分 平鹿振興局前停留所下車

令和6年度版
(令和5年度実績)

業 務 概 要

令和7年3月 発行

編集 秋田県子ども・女性・障害者相談センター
児 童 女 性 相 談 部